

第2次新宮町環境基本計画

【令和6(2024)年度～令和14(2032)年度】



町木・クスノキ



町花・みかんの花



町鳥・メジロ



町木・松

令和6(2024)年3月



人がいきいき
未来をつむぐ
挑戦するまち

しんぐう



はじめに

本町では、恵まれた自然環境や良好な生活環境を守り、次の世代につないでいくため、平成24(2012)年度に「新宮町環境基本計画」を策定し町民、ボランティア団体、事業者及び町で協働し、計画的に取り組んでまいりました。

このたび、「新宮町環境基本計画」の第2次計画を策定するに当たり、前計画で定めた施策をより一層進めるために理念を継承した上で、国が令和2(2020)年10月に宣言した「2050年カーボンニュートラル」や、令和4年(2022)年2月の「新宮町ゼロカーボンシティ宣言」など脱炭素社会へ向けた大きな動きも含めて各施策を設定しております。

目標達成には、町民皆様の一人一人がこれまでのライフスタイルを見直し、日々の消費エネルギーの削減に配慮した行動を実践していただくことが重要な意味を持ちます。町としても、公共施設のクリーンエネルギー導入検討などを一歩一歩進めてまいります。

本計画は、本町で生活や活動を行う人々が環境保全活動に取り組む際の基本的な方向を示すものです。本計画の基本理念のもと、町民、ボランティア団体、事業者及び町がそれぞれ主体となって責任と役割を認識し、連携・協力しながら環境保全活動に取り組むこととしております。すべての主体が一つ一つチャレンジし、行動を積み重ねていくことが目標達成への重要な道のりと考えます。皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たって御審議をいただきました新宮町環境審議会委員の皆様をはじめ、貴重な御意見や御協力をいただきました皆様に、心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

新宮町長 桐島 光昭



— 目 次 —

第 1 章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景と目的	2
2 計画の役割と位置付け	3
3 計画の期間	3
4 環境の分野と対象範囲	4
5 計画の主体	4
6 SDGsの推進	5
7 現在の新宮町	6

第 2 章 新宮町の目指す環境のすがた

1 目指す環境のすがた	12
2 環境目標	13
3 基本施策の体系	14

第 3 章 施策の展開

1 地球環境の保全	17
2 自然環境の保全と活用	21
3 快適環境の創造	25
4 生活環境の保全	29
5 環境保全体制の構築	35
6 重点プロジェクト	37

第 4 章 計画の推進

1 計画の推進体制	40
2 計画の進行管理	41

資 料 編

1 用語解説	資料-2
2 新宮町環境基本条例	資料-11
3 諮問及び答申	資料-15
4 計画策定の経緯	資料-17
5 新宮町環境審議会委員	資料-17

第1章

計画の基本的事項

- 1 計画策定の背景と目的
- 2 計画の役割と位置付け
- 3 計画の期間
- 4 環境の分野と対象範囲
- 5 計画の主体
- 6 SDGsの推進
- 7 現在の新宮町

1 計画策定の背景と目的

新宮町(以下「本町」という)では、新宮町環境基本条例第9条に基づき、平成25(2013)年3月に「新宮町環境基本計画」(以下「前計画」という)を策定し、国の方針や社会情勢の変化などを踏まえ環境施策に取り組んできました。

近年、我が国ではこれまでにない豪雨や台風が発生し、各地で大きな被害をもたらしています。一つの要因として、地球温暖化に伴う気候変動の影響が考えられています。世界規模でも地球温暖化、海洋汚染、水質汚染、大気汚染、森林破壊、マイクロプラスチック汚染などによる生態系や自然環境の破壊が環境問題として、大きく影響を及ぼしています。

産業の発展で二酸化炭素(CO₂)をはじめとする温室効果ガス濃度が増加し、大気中に吸収される熱が増えたことで、地球規模での気温上昇(温暖化)が進み、海面上昇、干害などの問題を引き起こしています。さらに、大気中の二酸化炭素(CO₂)を吸収貯蔵する森林の減少が温暖化を助長し、生態系に大きな影響を与えていることが懸念されるため、迅速な地球温暖化対策が喫緊の課題となっています。

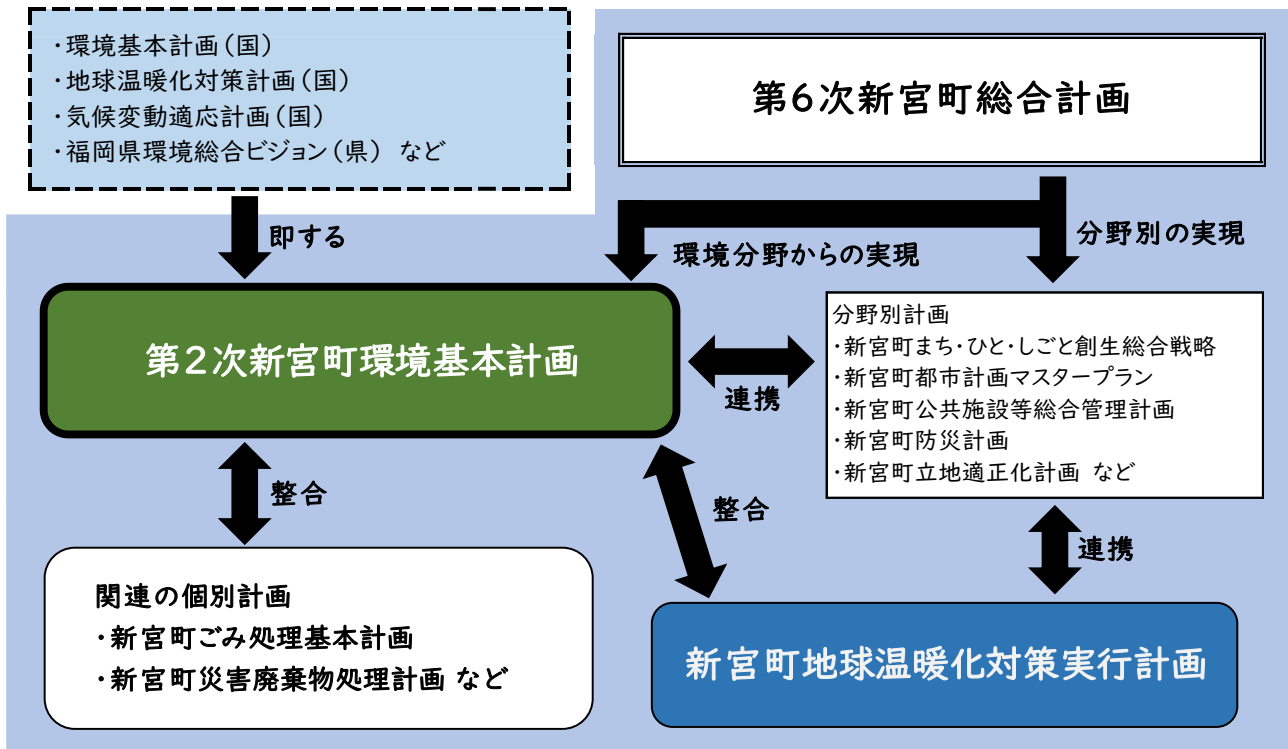
地球温暖化対策の動きとして、平成27(2015)年にパリで開かれた COP21で国際的な合意である「パリ協定」が採択されたことを受け、平成28(2016)年度に我が国で令和12(2030)年度までに平成25(2013)年度比で温室効果ガスを26.0%削減することを目標とした「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。令和2(2020)年10月には、当時の菅義偉内閣総理大臣により、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」と宣言され、11月には「気候非常事態宣言」が採択されるなど、地球温暖化対策として脱炭素社会を目指した取組が強化されています。本町においても、令和4(2022)年2月1日に「新宮町ゼロカーボンシティ宣言」を行い、目標に向け取り組んでいます。

本町の生活環境においては、JR新宮中央駅の開業や大型商業施設の出店、マンションや戸建て住宅建設などの開発による急激な変化が起きた地域と、古くからの街並みが残り大きな変化が起きていない地域があり、二極化しています。住民のニーズや地域課題の多様化など、新たな生活様式や社会構造の変化に対応していくとともに、先人から受け継がれてきた自然や文化も将来に継承していく必要があります。

前計画では、“持続可能な社会の構築”を“身近な地域”において実現することを目指して、町民、事業者、各種団体など様々な立場での役割を明らかにし、本町における環境の保全及び創造に関する施策を総合的に取り組んできましたが、この理念を継承するとともに、新たに“脱炭素社会”を目指した施策などを追加し、今回「第2次新宮町環境基本計画」(以下「本計画」という)を策定しました。

2 計画の役割と位置付け

本計画は、「第6次新宮町総合計画」の環境分野での実現のため、各種施策等を立案する上で基本となる計画です。国や県の計画との関連性に配慮し、本町が策定している各種計画との整合を図っていくとともに、本町の環境施策の方針について示します。



3 計画の期間

前計画における当初の計画期間は、平成25(2013)年度から令和4(2022)年度までの10年間でしたが、近年の地球温暖化対策に関する大きな動きを見定めることとしたため、前計画の計画期間を令和5(2023)年度まで1年間延長しました。そのため、本計画の期間は、令和6(2024)年度から令和14(2032)年度までの9年間とします。

なお、見直しについては、計画期間開始から概ね5年後としますが、計画の進行状況及び社会情勢、環境問題などの変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

年度	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028	令和11 2029	令和12 2030	令和13 2031	令和14 2032	令和15 2033
年目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	次期計画
	基準年				見直し				目標年	

4 環境の分野と対象範囲

本計画で取り扱う環境の対象分野を次のように区分します。

分野	要素
地球環境	省エネルギー、再生可能エネルギー、気候変動 など
自然環境	生態系、植生・植物、動物、自然景観 など
快適環境	街並み景観、文化財、公園、緑地 など
生活環境	大気、悪臭、騒音・振動、水質、ごみ・リサイクル など
環境保全体制	環境関連例規、環境行政組織、環境教育・学習、環境関連活動を行う住民団体 など

また、計画の対象範囲は、本町全域とします。なお、河川流域などの地域を超えた対応が必要な場合は、周辺自治体、県、国と連携して対応します。

5 計画の主体

本計画の推進に当たっては、本町に関わる全ての人それぞれの立場において、それぞれの役割を担うとともに、責任ある行動を実践していく必要があります。

主体	役割
町	環境の保全と創造に関する施策を総合的、計画的に推進することはもとより、職員一人一人が率先して環境負荷の軽減を行います。 また、町民、事業者などが主体的に取り組む環境活動を多方面から支援し、信頼ある協力関係を構築します。
町民	日常生活から積極的に環境負荷の軽減に取り組むとともに、環境との関わりに理解を深め、町が実施する施策へ協力します。
事業者	事業活動が環境に負荷をかけていることを認識し、法令で定められた事項を遵守するほか、自主的かつ積極的に環境負荷の軽減に取り組みます。また、町が実施する施策への協力、地域における環境活動へ参加します。
各種団体など	町が実施する施策への協力、地域のあらゆる環境活動へ参加します。組織力、地域コミュニティを活かし、自主的な勉強会やイベントなど、積極的に取り組みます。

6 SDGsの推進

SDGs とは、持続可能な開発目標（**Sustainable Development Goals**）の略称で、平成13（2001）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27（2015）年9月の国連サミットで全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。本計画の推進において、SDGs に関する施策を展開していきます。



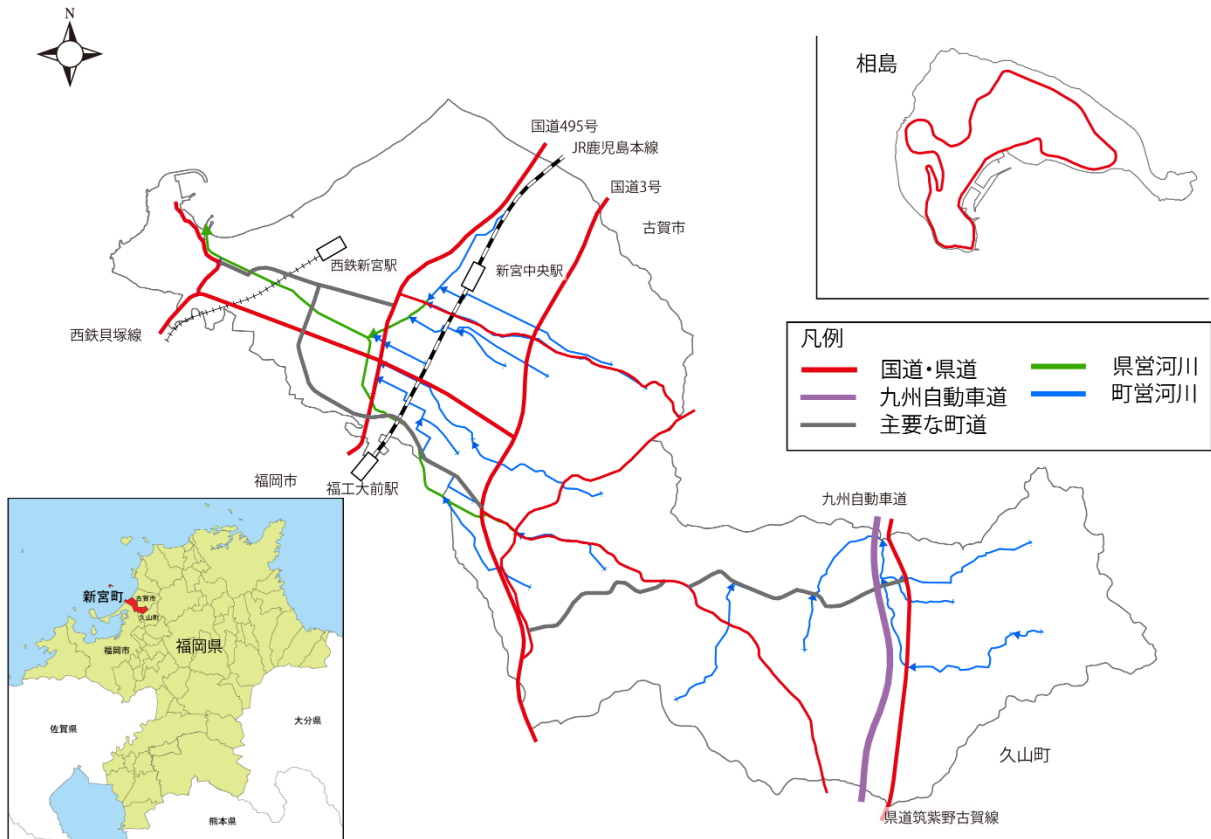
出典：国際広報センター「持続可能な開発目標（SDGs）」

■SDGs のロゴ

7 現在の新宮町

(1) 新宮町の位置

本町は、福岡県の北西部に位置する総面積18.93km²、東西約8.5km、南北約5.7kmの町です。南を福岡市、北を古賀市、南東を久山町の3市町に接しています。北西部は玄界灘に面し本土から沖合7.5kmには、面積1.22km²の相島があります。町内には、九州の大動脈である国道3号と九州自動車道のほかに、国道495号や県道35号（筑紫野古賀線）などの幹線道路、JR鹿児島本線や西鉄貝塚線の鉄道が南北に走り、広域的なアクセスに恵まれていることから、福岡市のベッドタウンのみならず、商業地や工業地などとしても発展してきました。その一方で、東部の立花山や西部の新宮海岸沿いに広がる松林など、大都市近郊としては良好な自然環境に恵まれています。

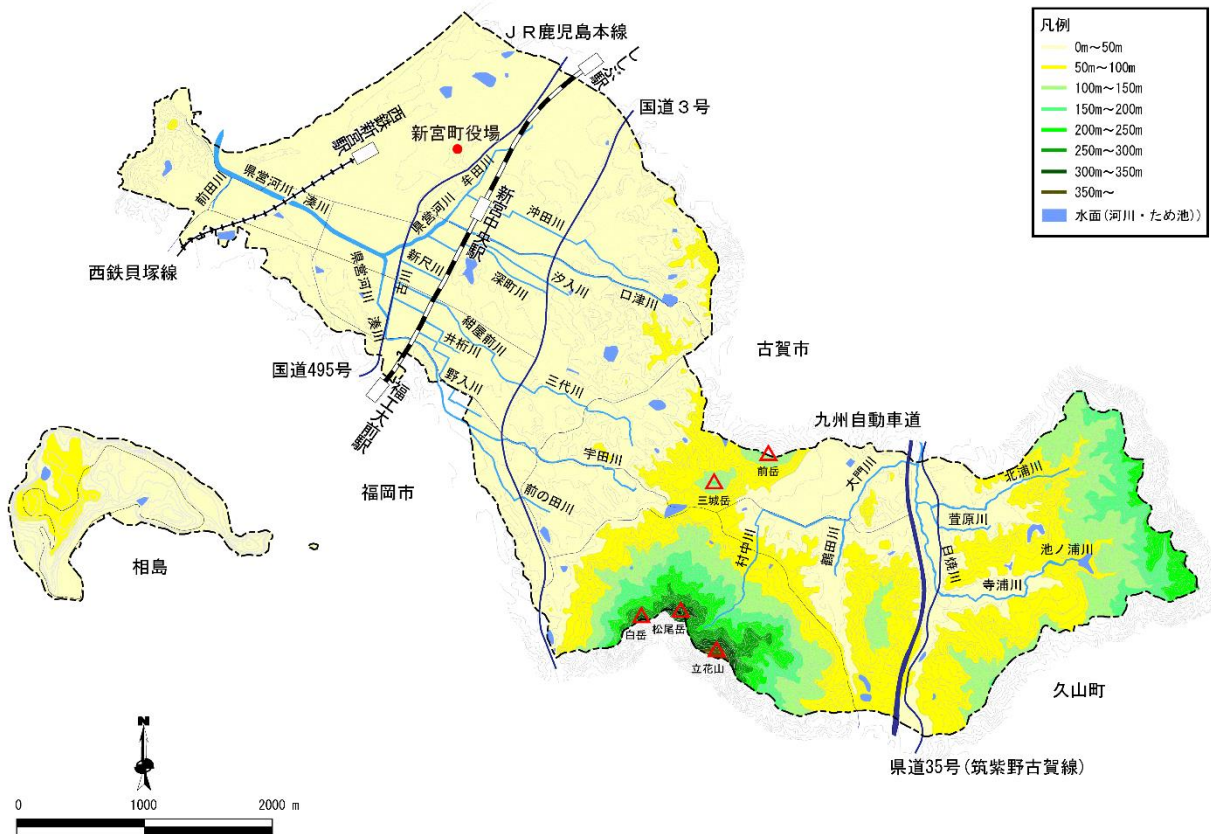


(2) 自然特性

① 地勢、気象

本町は、東西に長く南北に幅が狭い地形となっています。町の中央部から西側と東側に大きく二分され、この境界を形づくっているのが標高367mの立花山をはじめ、松尾岳や白岳、その北側の三城岳、前岳です。これらを南北に結ぶ稜線の東側には山地に囲まれた丘陵地が、西側には穏やかな台地、低平地が広がります。また、北西部には、玄界灘に面する約3.7kmの海岸線があります。河川については、丘陵地帯に源を発し、玄界灘まで注ぐ幹川流路延長5.2kmの県営河川(二級)湊川、そのほか複数の河川が流れています。玄界灘にある相島は、玄武岩からなる島で、珍しい鼻栗瀬(通称:めがね岩)や柱状節理の絶壁など自然の造形美がみられます。

気象は、温暖で適度の雨量があり、年間を通して快適な生活ができます。その一方で日本海側に面しているため、冬季には大陸からの寒気の影響を受ける日本海型気候区の特徴を示しています。



出展:国土数値情報ダウンロードサービス<S56>(一部修正)

■新宮町の地勢

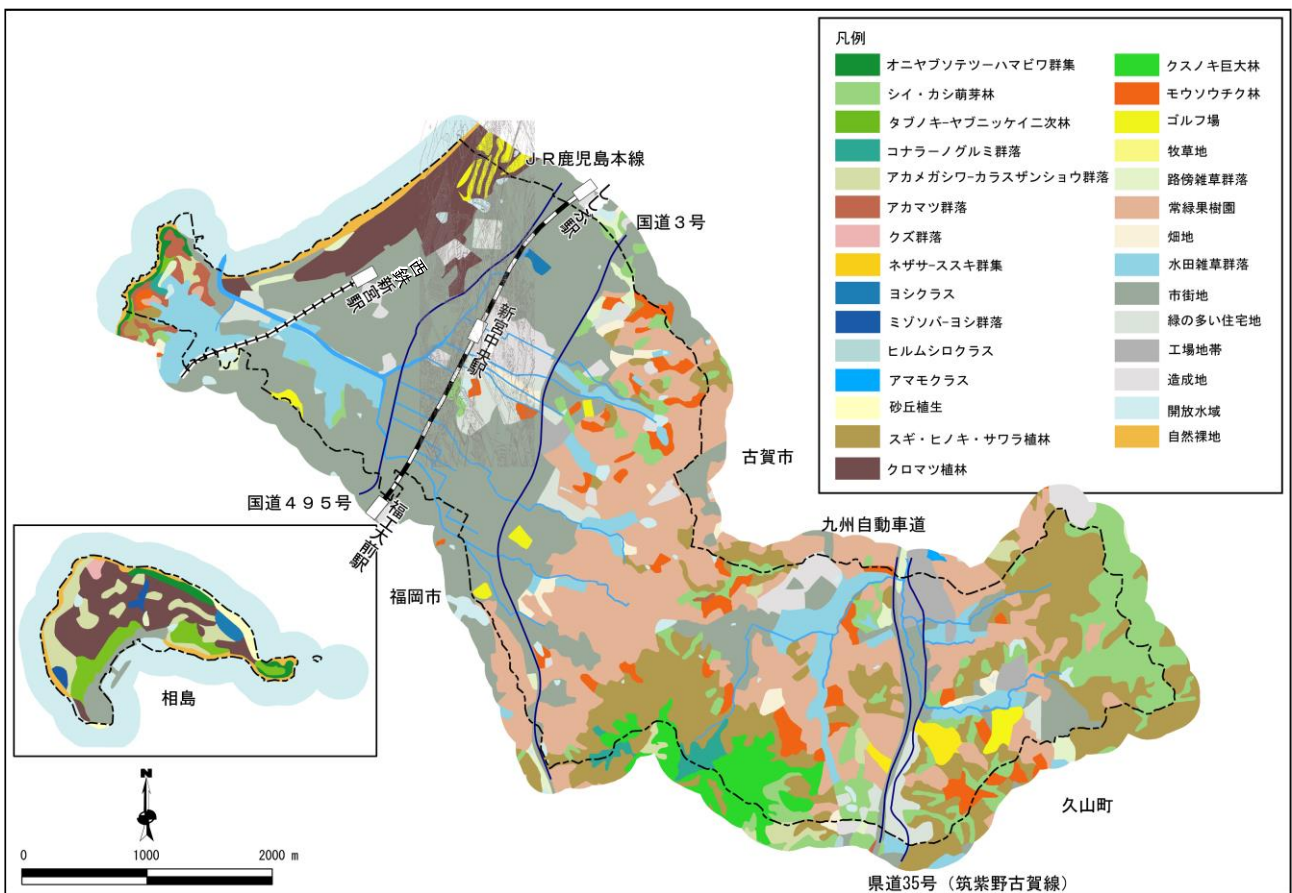
② 植生

本町の植生は、国道3号を境に大きく2種類に区分されます。

西側の低平地は宅地開発が進み、自然性の高い植生としては西北端に位置する自然裸地やオニヤブソテツ-ハマビワ群集、ため池周辺等に残されるシイ・カシ萌芽林がわずかに見られるのみです。また、新宮海岸の景観の重要な形成要素であるクロマツ植林(松林)は、枯れる条件にあったクロマツが枯れ尽したこともあり、比較的安定した海岸林となっています。

東側の上府から原上にかけて広がる台地丘陵部には、ミカンを中心とする常緑果樹園地や畑地が多く見られます。これらの地域には過去に果樹園があった場所でも、遠望では全くその痕跡が分からない二次林や竹林となって、荒廃が進んでいることも確認できない箇所も多くなっています。また、自然性の高い植生としては立花山クスノキ原始林があるほか、シイ・カシ萌芽林が点在しており、かつての良好な自然環境としての景観をとどめる場所が各所に存在しています。

なお、立花山一帯は国の天然記念物に指定されている樹齢300年を超えるクスノキの原生林(約600本)や常緑広葉樹が広く分布し、相島の丘陵部、新宮海岸線の「楯の松原」と呼ばれる松林が広がり、新宮磯一帯とともに、玄海国定公園に指定されています。



上記植生図は、環境省(自然環境局)の第6回・第7回自然環境保全基礎調査植生調査情報提供ホームページより作成(一部修正)しているが、本調査は日本全国を対象に第7回調査の平成17(2005)年以降も継続調査中であり、現在データの更新はされていないため、参考程度とする。

■新宮町の植生

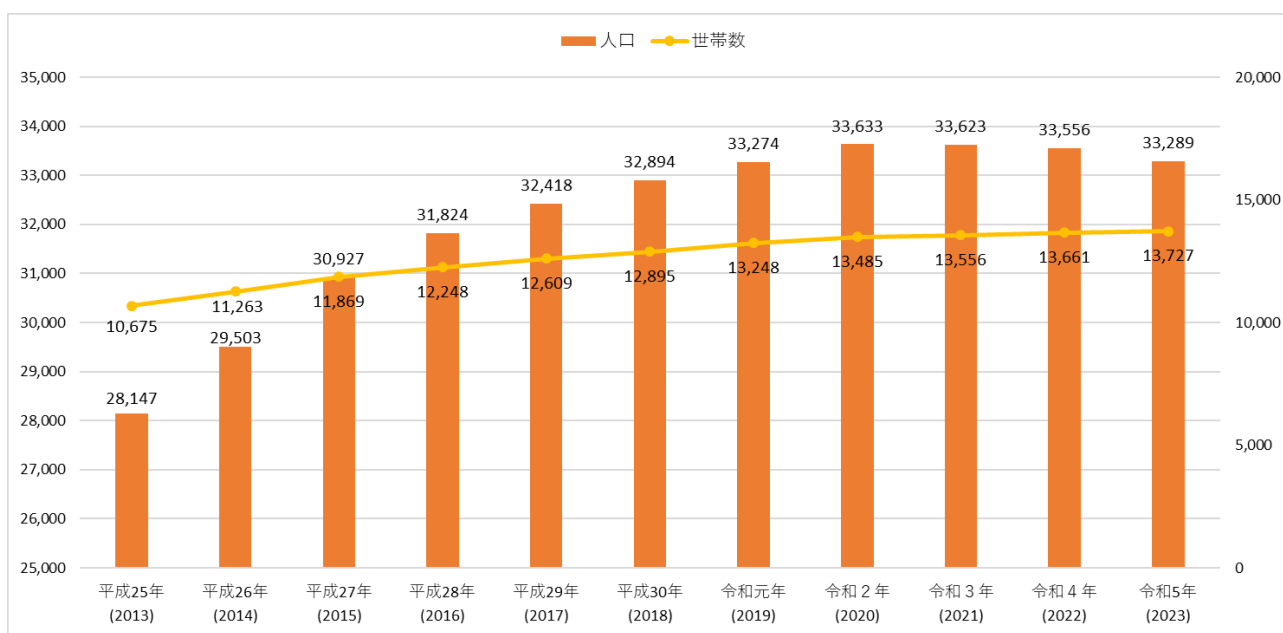
(3) 社会特性

① 沿革

本町は、明治4(1871)年の廃藩置県を経て、明治22(1889)年には本町の前身となる「立花村(的野・立花口・原上・三代の4村合併)」、「新宮村(上府・下府・新宮・湊・相島の5村合併)」の2村が誕生しました。その後、新宮村は昭和29(1954)年に新宮町となり、翌年の昭和30(1955)年に両町村が合併し、現在の「新宮町」が誕生しています。

② 人口動向

人口は、令和5(2023)年9月30日現在で33,289人、世帯数は13,727世帯で、JR新宮中央駅周辺の中心市街地整備事業により、人口が大きく増加してきました。

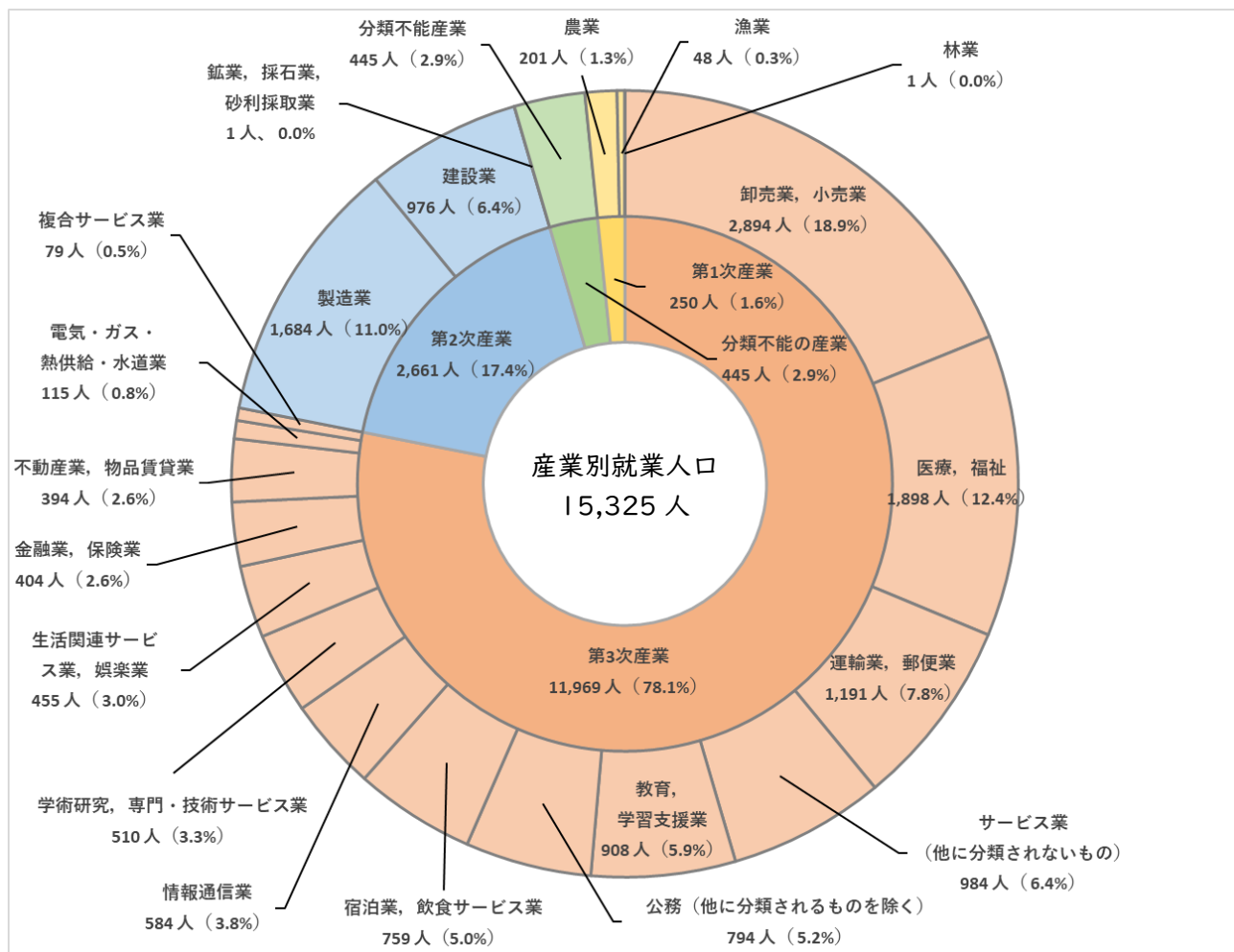


出典:新宮町住民基本台帳(各年:9月30日現在)

■人口及び世帯数の推移

③ 産業構造

産業別就業人口の構成をみると、第3次産業が78.1%と最も大きな割合を占めます。第2次産業は、17.4%で、そのうち製造業の割合が高くなっています。また、第1次産業は1.6%で、そのうちの約8割を農業、残りの約2割を漁業が占めています。



出典：令和2年国勢調査

■新宮町の産業別人口の構成

第2章

新宮町の目指す環境のすがた

- 1 目指す環境のすがた
- 2 環境目標
- 3 基本施策の体系

1 目指す環境のすがた

本町は、政令指定都市である福岡市に隣接しているながら、白砂青松の新宮海岸や緑豊かな立花山など多様な自然環境に恵まれ、自然の豊かさと生活圏の身近さが大きな魅力のひとつです。前計画から、本町の特性である豊かな自然との共生の取組の中で、現在の私たちから未来の子どもたちまでが同じように環境からの恩恵を受け、豊かなところを育み、快適に暮らせるまちを目指し、新宮町を目指すべき環境のすがたを「ところをつなぎ みどりあふれるまち」としていました。本計画においても、前計画で定めた施策をより一層進めることとして、本町を目指す環境のすがたを次のとおりとします。

ところをつなぎ

みどりあふれるまち

「ところをつなぎ」とは、先人から受け継がれた自然や歴史・史跡を守り、大切に思う心を育み、そして安全、安心で健康的な生活環境を守り、地球温暖化を防止するため私たち一人一人の行動など環境に対する思いを次の世代につないでいく、また、人と人とのつながりや地域のつながりを創っていくことです。

「みどりあふれる」のみどりは、整備された農地や山林の緑、河川・ため池等水辺の緑、海辺の緑など豊かな自然の緑や歴史的な緑、そして公園や住宅地の緑のことです。そういった「みどりあふれるまち」になることを願い、よりよい環境づくりに向けて取り組んでいきます。

2 環境目標

目指す環境のすがた「ここをつなぎ みどりあふれるまち」を実現するために、次の5つの目標を設定します。

目標1 地球環境の保全

－ 脱炭素化へ向けた取組の推進 －

地球温暖化防止対策として、我が国では、「令和32(2050)年度までに温室効果ガス実質ゼロ(カーボンニュートラル)」が宣言されました。本町でも、「新宮町ゼロカーボンシティ宣言」を行いましたので、目標に向け取組を実践し、脱炭素社会を目指します。

目標2 自然環境の保全と活用

－ 豊かな自然の保全、活用を通じた共生 －

新宮海岸の楯の松原、立花山に代表される豊かな自然環境、里地里山などの身近な自然環境を守り、自然との共生を目指します。

目標3 快適環境の創造

－ 快適で潤いのある環境の創造 －

海や山などの豊かな自然景観と、史跡などの歴史的景観や新しく整備された市街地などの都市的景観が共存し、個性豊かな地域資源に恵まれています。これらの資源を活用し、快適で潤いのある環境の創造を目指します。

目標4 生活環境の保全

－ 安全、安心で健康的な生活環境の確保 －

日々の生活を支える大気環境、水環境が良好であり、出しているごみなどが適正に処理され、可能な限り再資源化を行うなど、安全、安心で健康的な生活環境の保全を目指します。





目標5 環境保全体制の構築

－ 環境を守り活かす地域づくりの推進 －

環境を保全する体制を構築するためには、環境に関わる全ての人々が自主的に活動に参加し、協働して取り組む体制づくりが必要です。美しい自然環境や歴史的文化遺産など、本町の個性豊かな地域資源について学び、それを価値あるものとして認め、活用することが重要です。次の世代へ引き継いでいくこと、またこれらの活動を通じて、人とのつながり、地域とのつながりを構築し、環境を守り活かす地域を目指します。

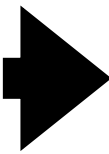
3 基本施策の体系

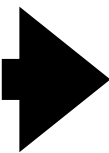
目指す環境のすがた「ところをつなぎ みどりあふれるまち」を実現するための5つの環境目標と関連していることを明示します。

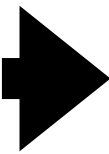
目指す環境のすがた	環境目標	SDGs (持続可能な開発目標) と関連性
<p style="color: orange; font-size: 2em;">ところをつなぎ</p> <p style="color: green; font-size: 2em;">みどりあふれるまち</p>	<p style="font-size: 1.5em; color: white;">目標1</p> <p style="font-size: 1.5em; color: white;">地球環境の保全</p>	<div style="display: grid; grid-template-columns: repeat(4, 1fr); gap: 5px;"> <div style="background-color: #ffc107; padding: 5px; text-align: center;"> <p>2 気候をゼロに</p>  </div> <div style="background-color: #28a745; padding: 5px; text-align: center;"> <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>  </div> <div style="background-color: #ffc107; padding: 5px; text-align: center;"> <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>  </div> <div style="background-color: #fd7e14; padding: 5px; text-align: center;"> <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>  </div> <div style="background-color: #ffc107; padding: 5px; text-align: center;"> <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>  </div> <div style="background-color: #ffc107; padding: 5px; text-align: center;"> <p>12 つくる責任 つかう責任</p>  </div> <div style="background-color: #28a745; padding: 5px; text-align: center;"> <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>  </div> <div style="background-color: #007bff; padding: 5px; text-align: center;"> <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>  </div> </div>
	<p style="font-size: 1.5em; color: white;">目標2</p> <p style="font-size: 1.5em; color: white;">自然環境の保全と活用</p>	<div style="display: grid; grid-template-columns: repeat(4, 1fr); gap: 5px;"> <div style="background-color: #dc3545; padding: 5px; text-align: center;"> <p>4 質の高い教育をみんなに</p>  </div> <div style="background-color: #dc3545; padding: 5px; text-align: center;"> <p>8 働きがいも経済成長も</p>  </div> <div style="background-color: #ffc107; padding: 5px; text-align: center;"> <p>12 つくる責任 つかう責任</p>  </div> <div style="background-color: #007bff; padding: 5px; text-align: center;"> <p>14 海の豊かさを守ろう</p>  </div> <div style="background-color: #28a745; padding: 5px; text-align: center;"> <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>  </div> <div style="background-color: #007bff; padding: 5px; text-align: center;"> <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>  </div> </div>
	<p style="font-size: 1.5em; color: white;">目標3</p> <p style="font-size: 1.5em; color: white;">快適環境の創造</p>	<div style="display: grid; grid-template-columns: repeat(4, 1fr); gap: 5px;"> <div style="background-color: #28a745; padding: 5px; text-align: center;"> <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>  </div> <div style="background-color: #dc3545; padding: 5px; text-align: center;"> <p>4 質の高い教育をみんなに</p>  </div> <div style="background-color: #ffc107; padding: 5px; text-align: center;"> <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>  </div> <div style="background-color: #007bff; padding: 5px; text-align: center;"> <p>14 海の豊かさを守ろう</p>  </div> <div style="background-color: #28a745; padding: 5px; text-align: center;"> <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>  </div> <div style="background-color: #007bff; padding: 5px; text-align: center;"> <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>  </div> </div>
	<p style="font-size: 1.5em; color: white;">目標4</p> <p style="font-size: 1.5em; color: white;">生活環境の保全</p>	<div style="display: grid; grid-template-columns: repeat(4, 1fr); gap: 5px;"> <div style="background-color: #28a745; padding: 5px; text-align: center;"> <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>  </div> <div style="background-color: #17a2b8; padding: 5px; text-align: center;"> <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>  </div> <div style="background-color: #fd7e14; padding: 5px; text-align: center;"> <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>  </div> <div style="background-color: #ffc107; padding: 5px; text-align: center;"> <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>  </div> <div style="background-color: #ffc107; padding: 5px; text-align: center;"> <p>12 つくる責任 つかう責任</p>  </div> <div style="background-color: #007bff; padding: 5px; text-align: center;"> <p>14 海の豊かさを守ろう</p>  </div> <div style="background-color: #007bff; padding: 5px; text-align: center;"> <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>  </div> </div>
	<p style="font-size: 1.5em; color: white;">目標5</p> <p style="font-size: 1.5em; color: white;">環境保全体制の構築</p>	<div style="display: grid; grid-template-columns: repeat(4, 1fr); gap: 5px;"> <div style="background-color: #dc3545; padding: 5px; text-align: center;"> <p>4 質の高い教育をみんなに</p>  </div> <div style="background-color: #ffc107; padding: 5px; text-align: center;"> <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>  </div> <div style="background-color: #007bff; padding: 5px; text-align: center;"> <p>14 海の豊かさを守ろう</p>  </div> <div style="background-color: #28a745; padding: 5px; text-align: center;"> <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>  </div> <div style="background-color: #007bff; padding: 5px; text-align: center;"> <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>  </div> </div>

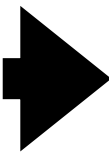
について基本施策を設定します。本計画の目標が、SDGs(持続可能な開発目標)の17のゴール

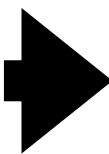
基本施策

- 
- (1) 省エネルギーの取組の推進
 - (2) 再生可能エネルギーの導入・普及促進
 - (3) 気候変動の影響への適応

- 
- (1) 自然環境の保全
 - (2) 里地里山の保全と活用

- 
- (1) 歴史的風土の保全と継承
 - (2) まちの緑・景観の整備と維持管理

- 
- (1) 大気環境の保全と騒音・振動、悪臭の対策
 - (2) 水環境の保全
 - (3) ごみの収集・減量化とリサイクルの推進

- 
- (1) 環境学習と保全活動の推進

第3章

施策の展開

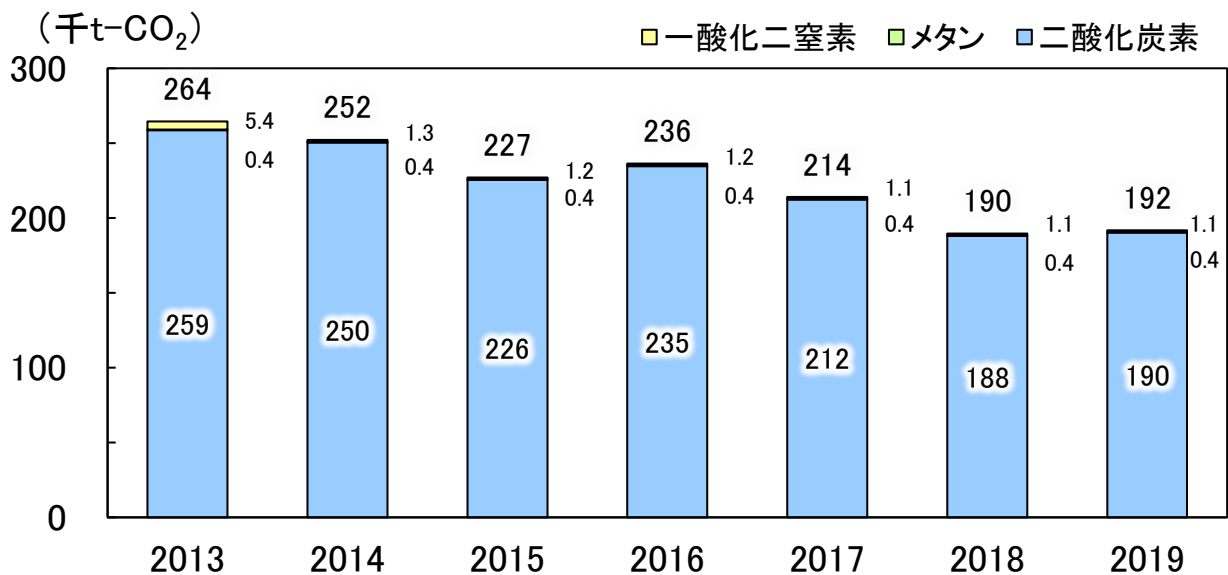
- 1 地球環境の保全
- 2 自然環境の保全と活用
- 3 快適環境の創造
- 4 生活環境の保全
- 5 環境保全体制の構築
- 6 重点プロジェクト



(1) 省エネルギーの取組の推進

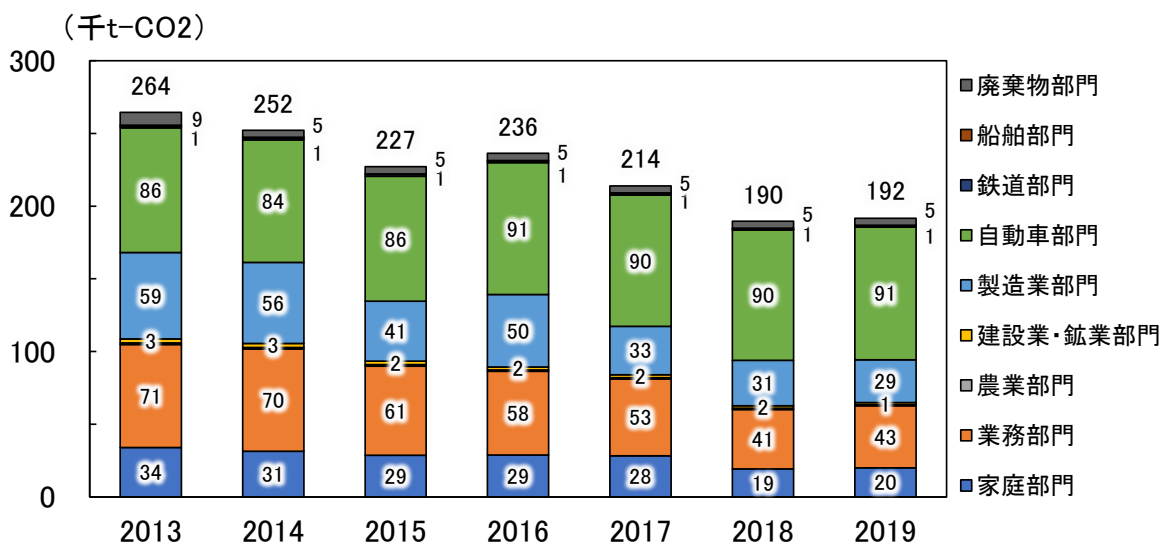
《現状と課題》

- 近年の地球温暖化の原因とされている温室効果ガスを抑えるには、主な成分である二酸化炭素(CO₂)の排出量を抑制する必要があるとあり、脱炭素化に向けた動きは世界的に加速しています。令和2(2020)年10月に国が、温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すこと」を宣言しています。これに伴い、町・町民・事業者が一体となって「2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す町として、ゼロカーボンシティを宣言しました。
- 本町の令和元(2019)年度の二酸化炭素排出量は、190千t-CO₂です。平成25(2013)年度に比べて、約27%(▲69千t-CO₂)減少しています。部門別にみると、業務部門及び自動車部門が全体に占める割合が大きく、2部門で全体の約70%を占めています。
- 町・町民・事業者がそれぞれの立場で継続的に活動することが大切です。そのため、地球温暖化対策として、省エネルギー機器の購入に対する支援措置や省エネルギーの取組に対する意識付けが必要ですが、具体的な取組につながっていない点が課題です。



出典：新宮町再生可能エネルギー導入戦略

■新宮町の温室効果ガス排出量の推移



出典:新宮町再生可能エネルギー導入戦略

■新宮町の温室効果ガス排出量の内訳(部門別)

《施策の内容》

- ① 町の施策事業については、新宮町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき、省エネルギーの取組を推進します。
- ② 公共施設のLED化や次世代自動車への買替など、積極的に省エネルギー製品の導入を推進するとともに、ZEB・ZEH化についても検討します。
- ③ 新宮町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を策定し、町全体の温室効果ガス排出削減を推進します。
- ④ 省エネルギー機器の情報提供や導入の支援を検討します。
- ⑤ 町民及び事業者へ、環境省が推奨する「COOL CHOICE」、「ゼロカーボンアクション30」、「デコ活」の取組を促進します。

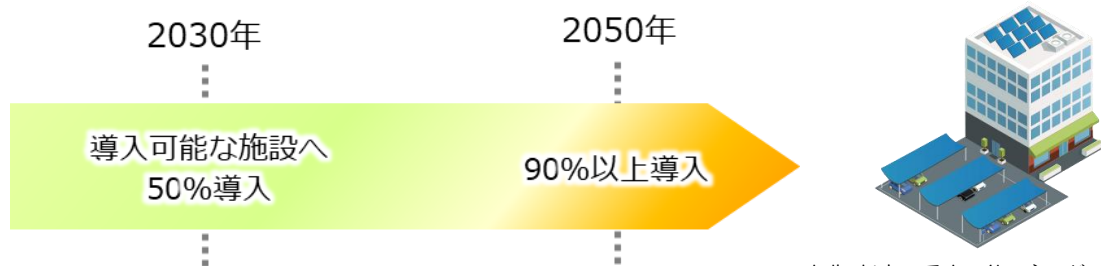
《進行管理指標》

指標項目	実績	目標	備考
ECOチャレンジ応援事業の参加率	—	100.0% (令和14年度)	募集世帯数に対して
地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づく温室効果ガス排出量削減目標(平成25年度比)	3,040t-CO ₂ 約22%削減 (令和2年度)	1,946t-CO ₂ 50%削減 (令和12年度)	平成25年度排出量 3,892t-CO ₂

(2) 再生可能エネルギーの導入・普及促進

《現状と課題》

- 本町のゼロカーボンシティを実現するためには、再生可能エネルギーの導入は必要不可欠であり、新宮町再生可能エネルギー導入戦略において、対象となるエネルギーのうち、ポテンシャルが最も高いのは太陽光で、特に建物系の太陽光発電設備の導入拡大が有効であるという結果となっています。
- 国の地域脱炭素ロードマップでは、「政府及び自治体の建築物及び土地では、令和12(2030)年には設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電設備が導入され、令和22(2040)年には100%導入されていることを目指す」と示されており、今後、太陽光発電設備の導入拡大に関する取組を実施する上で、まずは公共施設への太陽光発電設備導入の検討が必要です。
- 太陽光発電設備導入の課題として、設置費用がかかる上に設置状況によって発電効果の差異が考えられます。さらに、発電期間終了後にこれらの設備が廃棄物として、大量処分が発生することが懸念されます。



出典：新宮町再生可能エネルギー導入戦略

■ 公共施設への太陽光発電設備の導入目標

《施策の内容》

- ① 設置可能な公共施設への太陽光発電設備や蓄電池の導入を推進します。
- ② 住宅や事業所への太陽光発電設備や蓄電池導入の支援を検討します。
- ③ 電気を供給する手法(PPA/TPO)が有効な場合は、活用を促進します。
- ④ 廃棄となる太陽光発電設備を、適切に処分及びリサイクルする方法を検討します。
- ⑤ 太陽光だけでなく、その他再生可能エネルギーの活用について検討します。

《進行管理指標》

指標項目	実績	目標	備考
設置可能な町の公共施設へ太陽光発電設備導入	14.3% (令和5年度)	50.0% (令和12年度)	令和5年度時点で設置可能と判断された21施設のうち3施設

(3) 気候変動の影響への適応

《現状と課題》

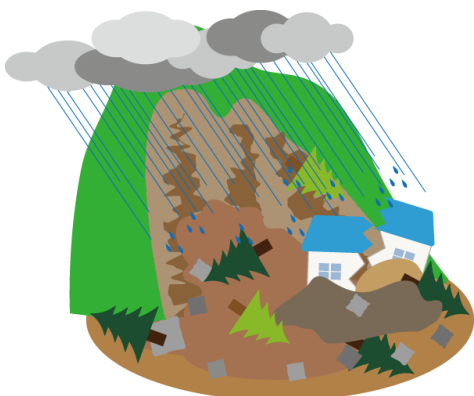
- 近年、豪雨災害や猛烈な台風などの異常気象が頻発しています。
- 気候変動は猛暑や自然災害の発生、農作物への被害など、私達の生活にさまざまな影響をもたらしています。
- 年平均気温は世界的に上昇傾向にあり、我が国でも猛暑日が増え続けています。気候変動が進めば、熱中症による搬送者はさらに増加することが予測され、今後熱中症対策を早急に検討し取り組むことが必要です。
- 気候変動の影響による被害を回避・軽減する「適応策」を検討し、取り組む必要があります。

《施策の内容》

- ① 関係機関と連携し、町として実施すべき適応策の体系化を検討します。
- ② 町民へ熱中症予防の普及啓発を推進します。
- ③ 新宮町ハザードマップによる災害危険箇所などを周知します。

《進行管理指標》

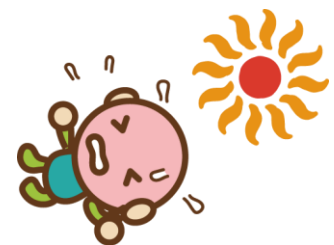
指標項目	実績	目標	備考
熱中症の救急搬送件数	60件 (令和4年度)	20件 (令和14年度)	



【大雨による土砂災害】



【ヒートアイランド現象】



【熱中症による健康被害】

■異常気象により発生する災害など

出典：気候変動適応情報プラットフォーム

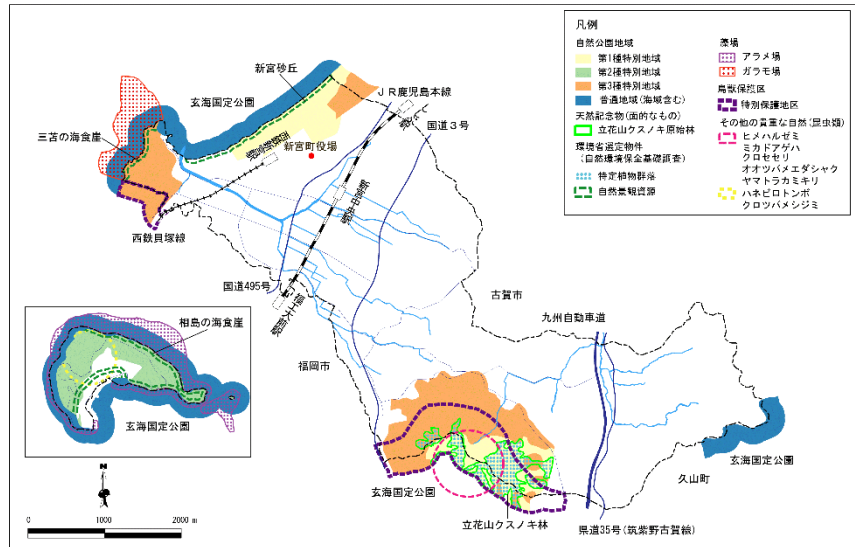
2 自然環境の保全と活用



(1) 優れた自然環境の保全

《現状と課題》

● 本町は、相島をはじめ、海、山、平野、丘陵地など、多様な自然環境に恵まれています。景観的・学術的に優れた自然環境が多く、北西に白砂青松を誇る美しい新宮海岸や南東に国指定特別天然記念物に指定された立花山クスノキ原始林を有する立花山など、この一帯は玄海国定公園に指定されています。山から海までの環境要素が揃っているのが、本町の大きな特徴です。



出典：・国土数値情報ダウンロードサービス(H22) (http://www.niftp.mlit.go.jp/ksj/jpgis/jpgis_dataлист.html)
 ・福岡県(生態区分に関する情報図) (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)
 ・環境省(第3回基礎調査自然景観資源調査報告書) (<http://www.biodic.go.jp/reports2/3rd/keikan/index.html>)
 ・第2,3,5回自然環境保全基礎調査「特定植物群落」
 ・環境省(生物多様性センター 自然環境調査)(http://www.biodic.go.jp/ne_research.html#id14)より作成

■優れた自然の位置

- 玄海国定公園内で法的に規制されている地域が多く、その他の地域では区画整理などの大型開発で自然環境が減少していますが、自然環境が残る地域とのバランスを図り地域特性に応じた事業を進めています。その中でも新宮海岸の楡の松原の松枯れや森林の荒廃化など、積極的な維持管理を必要とする地域もあります。
- 町内には自然環境を活用し、ふれあえる場が多くあります。都市近郊で手軽に登山を楽しめる立花山、夏季に開放される新宮海水浴場、ウォーキングなど散策ができる新宮海岸の楡の松原など、町内外の多くの人に親しまれています。しかし、案内標識の劣化やごみの不法投棄などに対し、適切な管理が必要です。
- 本町には、環境省レッドリストや福岡県レッドデータブックで指定されているカスミサンショウウオやニホンアカガエル、アカハライモリ、ミナミメダカなどの希少野生動植物の生息が確認されており、令和5(2023)年3月に閣議決定されたネイチャーポジティブも考慮しながら、地域ごとに異なる生息・生育環境に適応した生物多様性の保護や保全が必要です。
- すでに町内で発見事例がある、セアカコケグモ、ミシシippアカミミガメ、オオキンケイギクなどの特定外来生物の生息分布の拡大に加え、新たな外来生物の侵入が懸念されており、防除方法などの対策を検討することが必要です。



■立花山のクスノキ



■白砂青松の新宮海岸



■楯の松原の林内(新宮海岸)

《施策の内容》

① 自然環境の保全

- イ 立花山観光協会や活動団体と連携しながら、立花山登山道の整備、案内標識の設置など、施設の維持管理を行います。
- ロ 新宮海岸、楯の松原については、自然公園管理の関係者と協議の上、作業の役割分担を行い、散策路周辺を中心に保全を目的とした整備作業を行います。
- ハ 森林の持つ公益的機能を長期的に発揮させるため、スギやヒノキの適度な間伐を行い、荒廃森林の拡大を防止します。

② 生物多様性の保全

- イ 福岡県レッドデータブックにリストアップされた希少野生動植物など、本町に生育・生息する動植物を確認し、生物多様性の重要性や意識・関心の向上につながる啓発を行います。
- ロ 特定外来生物の発見事例や対策について、外来種被害予防三原則(「入れない」、「捨てない」、「拡げない」)の遵守を促進します。



■セアカコケグモ
(特定外来生物)



■カスミサンショウウオ
(福岡県レッドデータブック)



■荒廃森林整備事業
(間伐作業)

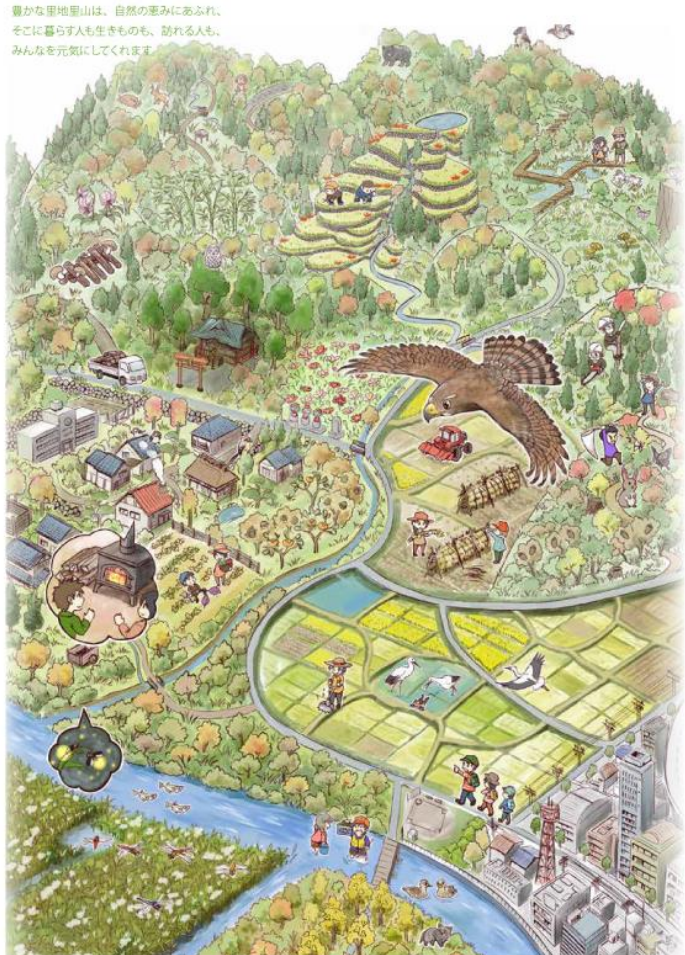
《進行管理指標》

指標項目	実績	目標	備考
荒廃森林拡大防止のための整備等事業面積(調査の結果、整備が必要と判定された71.26haの森林のうち)	40.0ha 56.1% (令和4年度)	65.0ha 91.0% (令和9年度事業終了)	年5.0haを整備 (令和5年度~令和9年度で計25haを整備)

(2) 里地里山の保全と活用

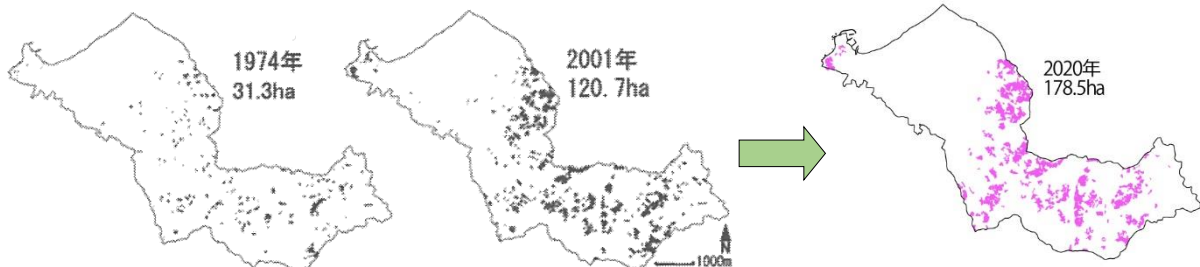
《現状と課題》

- 国道3号から東側の地域の多くは、田畑、果樹園からなる里地里山が占めています。これらの地域では都市近郊の立地条件を活かした農業が行われているものの高齢化や後継者不足により、田畑、果樹園において、管理不足から荒廃しているところが多く、遠望では全くその現況が分からない二次林や竹林となって、荒廃していることが確認できない箇所も多くなっています。
- 西ノ浦池（湊地区）、山ノ口池（的野地区）など、生態系として価値の高い里地里山が残されています。これらは地域住民の生活環境に潤いを与える自然性の高い地域としても重要です
- 有害鳥獣（イノシシやシカなど）による農作物被害も多発しており、被害の未然防止対策が必要です。
- 大規模な開発により田畑が消失しており、住宅地周辺に残された良好な自然環境の保全が必要です。そのためには、里地里山に係る新たな担い手の確保が必要です。



出典：環境省「重要里地里山500」

■里地里山のイメージ



出典：「よみがえれ 里山・里地・里海」（重松敏則＋JCVN）より抜粋

出典：令和3年度新宮町森林資源解析報告書

■新宮町の竹林面積の変化

《施策の内容》

① 里地里山の維持管理

イ 里地里山の維持・管理、緑地空間や地域資源としての位置付け、活用していくための仕組みづくりを検討します。

ロ 荒廃農地の発生を防ぐため、耕作放棄地などを認定農業者などの担い手に集積するよう促進します。その他、土地所有者や土地所有者以外の第三者への支援策や、町独自の事業化などを検討します。

ハ 市民農園、観光農園、体験農園などの設置を通じて、農地を持たない町民に農作物づくりの楽しさを感じてもらい、自家消費用農作物の生産、生きがいづくり、利用者同士や地元農家とのふれあいを深めます。

ニ 農産物直販施設の利用や地元食材の積極的活用など、地産地消を推進します。

② 有害鳥獣の被害対応

イ 有害鳥獣（イノシシやシカなど）の農地への侵入を防ぐために、フェンスや電柵設置へ助成を行います。

ロ 有害鳥獣被害が多発する箇所については、箱罾やくくり罾を設置して、猟友会と連携を図りながら駆除を行います。

③ 良好な里地里山の活用

イ 西ノ浦池、山ノ口池などに残存する里地里山の保全と活用方法を検討します。

《進行管理指標》

指標項目	実績	目標	備考
荒廃農地面積	81.1ha※1 (令和4年度)	80.0ha (令和14年度)	確保すべき農用地等の面積の目標達成状況調査より

※1 区画整理に伴う荒廃農地の減少は含まれていない。

里地里山



里地里山は、奥山と都市の中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念です。農林業などに伴う、さまざまな人間の働きかけを通じて形成・維持されてきた環境を指します。

3 快適環境の創造



(1) 歴史的風土の保全と継承

《現状と課題》

- 本町の歴史文化を紹介し管理する施設の町立歴史資料館は、歴史文化に関する様々な情報発信する施設として、歴史文化財の保全、活用を行っています。
- 相島の積石塚群や上府の横大路家住宅（千年家）などの文化遺跡のほか、立花山のふもとに並ぶ民家など古く落ち着いた風情ある地区が存在します。
- 町内の伝統行事や史跡・文化財を守り、後世に伝えていくための一つの方法として、地域との協働で案内ボランティアの育成を目指しますが、具体的な育成方法が確立されていないのが課題です。



■相島積石塚群
【国指定史跡】



■横大路家住宅(千年家)
【国指定重要文化財】

相島積石塚群

5～7世紀にかけて築造された古墳群で、現在までに254基が確認された国内でも有数規模の積石塚群。北部九州における古墳時代中～後期の社会情勢や大陸との交流を示す上で重要な史跡。
指定区分: 国指定史跡 指定年月日: 平成13年8月7日

※新宮町歴史資料館発行:「わが町の指定文化財」

横大路家住宅(千年家)

九州では最も古い部類の民家(個人宅)。建築年代は17世紀中期(1650年頃)まで遡るとされる。伝教大師(最澄)にまつわる伝説が残っており、千年家の愛称で親しまれています。
指定区分: 国指定重要文化財 指定年月日: 昭和52年1月28日

※新宮町歴史資料館発行:「わが町の指定文化財」

《施策の内容》

- ① 新宮町立歴史資料館を町の文化財の情報発信施設として、町民が興味を持ち学習の場となるような展示を進め、魅力ある歴史資料館にします。
- ② 町の歴史と深く関わっている歴史的史実、その他の歴史的資料について調査研究を進めるとともに、相島積石塚群、横大路家住宅（千年家）など、史跡の保存整備を行い、有効活用します。
- ③ 地域と協働で、案内ボランティアの育成方法の内容を検討・育成し、町内の文化財や自然を活用した「歴史と自然ツアー」や体験講座、見学会などを開催して文化財にふれる機会を増やします。

《進行管理指標》

指標項目	実績	目標	備考
歴史資料館の入館者数	1,518人 (令和4年度)	3,000人 (令和14年度)	
案内ボランティア登録者数	—	10人 (令和14年度)	

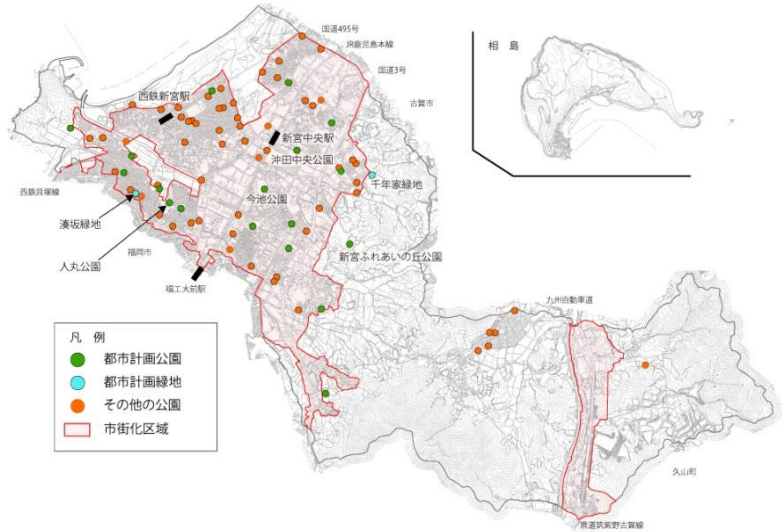


■新宮町立歴史資料館
【シーオーレ新宮館内】

(2) まちの緑・景観の整備と維持管理

《現状と課題》

- 公園や緑地は、快適で潤いのある住環境の創造や災害時の避難場所として不可欠です。本町では、81箇所の公園、緑地があります。しかし、宅地開発などで設置された小規模なものが多く、地域的な偏りがみられるため、地域の交流拠点となる公園や緑地整備、維持管理が必要です。
- 国道3号の東側にある新宮ふれあいの丘公園は、町立新宮東中学校と一体的に防災機能を有した公園として、子どもから高齢者まで幅広い世代が利用できるよう、民間活力の導入も視野に入れ、計画的に整備が進められています。
- 建築協定や緑地協定の締結など、街並み整備に関する活動が活発な地域が多く、緑の多い良好な住環境を示す住宅地が多く見られます。一方で宅地開発などにより、街中に残存する緑が失われつつあります。
- ペットの散歩で、ふん尿を放置するマナーの悪さが見られます。また、飼い主のいない猫、動物による住宅敷地内へのふん尿の放置や夜間の鳴き声、ごみが荒らされるなどの問題が発生しています。



出典：新宮町都市計画マスタープラン（一部修正）

■新宮町の公園・緑地図



■防災活動拠点の新宮ふれあいの丘公園

《施策の内容》

① 都市公園などの整備と維持管理

イ 地域の特色ある環境を活かした公園整備・維持管理を行います。

（具体例）

- ・ 人丸公園：自然環境の保全を優先し、ビオトープに配慮した公園の維持管理

- ・ 今池公園：池を周回できる遊歩道機能を特色とした公園の維持管理
- ・ 千年家周辺：貴重な文化資産を保全

□ 適切な公園管理のため点検を随時実施し、維持管理や施設更新を行います。

② 緑化の推進

イ 地域主体の景観形成を図るため必要に応じて、地区計画、建築協定や緑地協定などを導入します。

□ 地域に点在する貴重な緑地空間は本町の資源や魅力となるため、積極的に保全します。

ハ 心の安らぎや景観の向上など良好な住環境を維持・形成するため、住宅地において生け垣助成制度、花いっぱい運動助成金の活用を促進します。

ニ 公共施設については、敷地内の緑化を推進するとともに、商業地や工業地においても緑化を促進します。

ホ 緑化の普及を図るため、活動団体への助成や町民との協働の仕組みを検討します。

③ 街並み景観の向上

イ 景観に関する現況調査・課題の抽出等を行い、これらの調査、課題をもとに景観計画について検討します。

□ 公園や緑地、道路などへの空き缶、タバコ等のごみのポイ捨て、ペットのふん尿を放置しないように住民の環境意識やマナーの向上を促進します。

ハ 飼い主のいない猫の増加防止のため、餌やり禁止の啓発や地域猫活動を推進します。

ニ 景観に配慮した屋外広告物の設置の推進、違法広告への取締を行います。



■ 建築・緑化協定が締結された団地
【杜の宮地区】

《進行管理指標》

指標項目	実績	目標	備考
人口一人当たりの公園の面積	6.84㎡/人 (令和4年度)	8.40㎡/人 (令和14年度)	
生け垣整備面積(累計)	1,506㎡ (令和4年度)	1,700㎡ (令和14年度)	
緑の将来確保目標(緑被率)	59.0% (令和4年度)	57.2% (令和14年度)	都市計画基礎調査結果により(令和9年度、令和14年度)

4 生活環境の保全



(1) 大気環境の保全と騒音・振動、悪臭の対策

《現状と課題》

- 毎日の生活の基盤となる生活環境のうち大気に関する状況は概ね良好ですが、過去に目やのどの粘膜を強く刺激するなどの健康被害を引き起こした光化学オキシダントなどの大気汚染の発生に備えて、連絡体制を整備しておく必要があります。
- 事業所及び工事現場や道路交通に伴って発生する騒音・振動については、町民の健康と生活環境の保全を目的に法に基づいた規制が行われています。今後は、大規模な開発により、国道や県道などの幹線道路では交通量の増加が見込まれます。
- 公害苦情では、事業活動が主な原因と思われる悪臭や粉じんなどの苦情が、度々発生しています。
- 野外焼却は、農作業などの例外行為及び構造基準を満たした焼却炉での焼却を除き、原則法律で禁止されています。また、例外行為によるものであっても、火災発生の恐れや生活環境の保全上支障が生じ、周辺から苦情がある場合は行政指導の対象となります。農作業に伴う野外焼却の苦情が多く、通報者の理解と原因者の認識に隔たりが見られるのが課題です。



■工場から排出された粉じん（視界がかすんでいる）



■生活ごみの野外焼却

《施策の内容》

- ① 公害の未然防止
 - イ 公害苦情の発生原因者への指導や立ち入り検査を強化します。
 - ロ 広報媒体を使い、野外焼却の禁止について啓発を推進します。
- ② 公害の発生対応
 - イ 騒音・振動については、騒音規制法及び振動規制法に基づき現況を確認した上で関係機関と協議を行い、対策を検討します。

ロ 光化学オキシダントやPM2.5、黄砂の注意報等発令時には、関係機関と連携して対応マニュアルに沿った町民への周知を行います。また、その他の大気汚染物質についても、国、県の方針に従い、適切に対応します。

ハ 公害苦情の原因者に対し、県と連携を図りながら厳正に対応します。

③ 野外焼却の対応

イ 苦情の連絡・野外焼却発見時は、迅速に現地を確認し原因者に対して指導を行います。

ロ 悪質な事案については、警察や消防と連携して対応します。

《進行管理指標》

指標項目	実績	目標	備考
大気汚染に関する相談件数	2件 (令和4年度)	0件 (令和14年度)	野焼き、悪臭など
騒音に関する相談件数	2件 (令和4年度)	0件 (令和14年度)	



■火災の恐れがある野外焼却の消火活動

(2) 水環境の保全

《現状と課題》

- 本町の令和4(2022)年度における汚水処理人口普及率は98.9%となっており、福岡県(94.3%)、全国(92.9%)と比べて高い水準にあります。
- 湊川、青柳川の河川水質は、毎年行っている検査の結果、環境基準を達成していることが確認できます。ただし、地域によっては汚濁傾向が認められる場所もあります。
- 河川、海岸の環境が悪化する原因として、ごみの散乱が挙げられています。散乱しているごみはポイ捨てによるものもありますが、海岸のごみには近年、問題となっている海外からの漂着ごみが多いことも課題です。

《施策の内容》

① 水質の現況把握と発生源対策の推進

- イ 水質の現況把握のため県と連携しながら、河川、水路の水質調査などの環境測定を定期的に行います。
- ロ 河川や水路の汚濁が発見された場合、発生原因者に対し、県と連携を図りながら厳正に対応します。
- ハ 特定事業場や除害施設設置施設(事業所)への排水指導や、県と連携して立入検査を強化します。
- ニ 町民に対して、生活排水処理の必要性についての意識の向上を促進します。
- ホ 公共下水道整備地区については、下水道への速やかな接続を促進します。
- ヘ 公共下水道の整備を推進するとともに、公共下水道計画区域外においては、調査研究を進めます。

② 水辺環境の整備

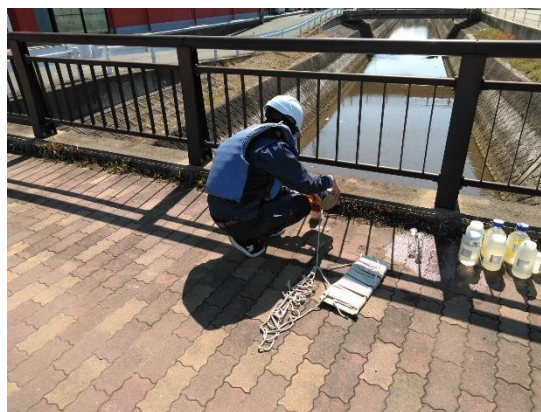
- イ 町・町民・事業者との協働で行う町クリーン作戦など、新宮海岸の清掃活動を充実し地域や行政区で行う定期的な清掃活動を支援します。
- ロ 湊川周辺の水辺の美化を目的として、県と連携して事業者や環境活動団体などとの協働による美化活動を推進します。
- ハ 町内河川や水路の改修時には、多自然川づくりを参考とし、自然の特性を活かして生息している生物を含む生物多様性の保全に配慮するとともに、親水化施設を設置するなど環境学習に繋がる工法を検討します。

《進行管理指標》

指標項目	実績	目標	備考
湊川の水質（BOD75%値）	0.9mg/L （令和4年度）	現状維持 （令和14年度）	環境基準（5mg/L以下）
水質汚濁に関する相談件数	1件 （令和4年度）	0件 （令和14年度）	河川、水路など



■流出した油をネットフェンスで吸着



■河川の水質調査

(3) ごみの収集・減量化とリサイクルの推進

《現状と課題》

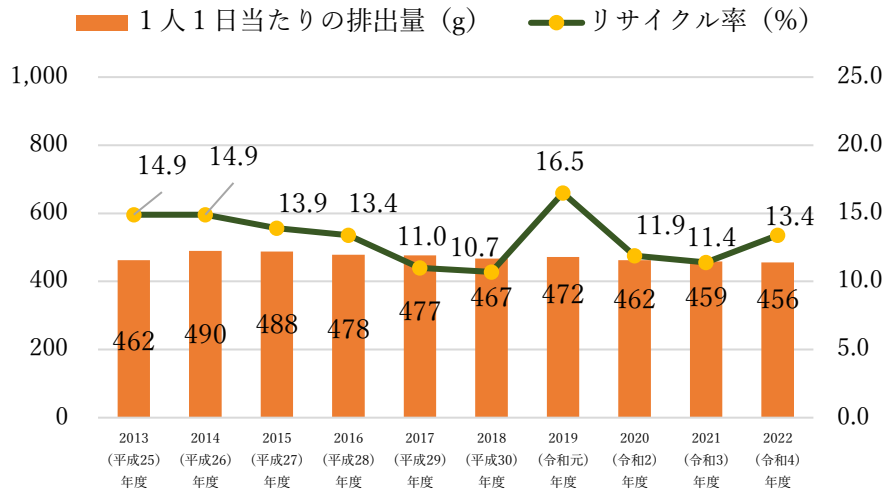
● 本町の一般廃棄物処理は、玄界環境組合古賀清掃工場で行っております。生活系ごみの1人1日当たりのごみの排出量は近年減少傾向である一方、リサイクル率も同様に減少傾向となっております。

● 生活ごみは、収集ルート上に出せない地域は数軒で集積場を

設けていますが、ごみの散乱や不法投棄などが発生しており、一部の町民によるマナーの低下に対する対応が今後の課題です。

● 分別収集はリサイクルを目的として、月1回、各行政区の運営で地域の分別収集ステーションで実施していますが、現地まで距離があり高齢者などが持っていくことが困難であることや、各行政区で運営することが住民負担になるとの声があります。その一方、公設分別ステーションへの搬入件数が年々増加傾向にあり、今後の分別収集の在り方が課題です。

● 不法投棄は、生活ごみだけでなく、事業活動に伴うごみも含まれ、森林・海岸・河川・道路と、町内あらゆる場所で発生しており、有効な解決策が無いことが課題です。また、近年は海洋ごみが漂着し、その中に含まれる海洋プラスチックによる生態系や海洋環境への影響が懸念されます。



出典：環境省「廃棄物処理技術情報 一般廃棄物処理実態調査結果」

■生活系ごみの1人1日あたりの排出量とリサイクル率の推移

《施策の内容》

① ごみの減量化・資源対策の推進

イ 町全体のごみの減量化、リサイクルの推進に対する意識向上を図るため、「5R運動」を推進します。

ロ 事業所からのごみの排出量の抑制・減量化を促進します。

ハ 古紙回収の実施団体、生ごみ堆肥化容器・生ごみ処理機等の購入に対して支援します。

② ごみ収集・リサイクル体制の充実

イ 生活ごみの収集方法や分別収集の実施方法について、住民負担の軽減につながる方法を検討します。

- ロ 各地域の分別ステーション運営における助言指導を行います。
- ハ プラスチック資源循環の推進方法について検討します。

③ 不法投棄の対策

- イ 早期発見し、迅速に対応するため、町内巡回パトロールを行います。
- ロ 土地の所有者に対して、定期的な草刈りや敷地をロープやフェンスで囲うなど、不法投棄されない環境づくりの助言を行います。
- ハ 必要に応じて、不法投棄禁止看板の貸出を行います。
- ニ ごみのポイ捨てや散乱の防止など、本町の広報媒体を通じて不法投棄の発生抑制のための普及啓発を行います。

《進行管理指標》

指標項目	実績	目標	備考
生活系燃やすごみの排出量	166.5kg/人・年 <456g/人・日> (令和4年度)	155.0kg/人・年 <425g/人・日> (令和14年度)	一般廃棄物処理実態調査による
生活系ごみのリサイクル率 (年間)	13.4% (令和4年度)	22.4% (令和14年度)	一般廃棄物処理実態調査による



■地域で実施している分別収集



■公設分別ステーション(立花口地内)

5 環境保全体制の構築



(1) 環境学習と保全活動の推進

《現状と課題》

- 環境問題を解決するためには、町・町民・事業者がそれぞれの役割を理解することが大切です。そのためには、一人ひとりが環境問題に関心を持ちながら学び、自主的・積極的に取り組むための環境保全活動の場を設ける必要があります。また、町民や事業者のニーズに合った環境情報を提供し、普及啓発を図ることが課題です。
- 本町では、環境に関するさまざまな団体が活動しています。本町は、自主的なまちづくり活動を支援するため、公益活動を行う団体を支援する制度を導入しています。また、まちづくり活動支援団体に登録した団体は、町のホームページに掲載して情報発信を行っています。
- 本町全体の環境意識の向上を図るためには、子どもから大人、家庭から地域へと広がる必要があります。特に、次世代を担う子どもたちに対して、あらゆる場所・機会を通じての環境学習や各種イベントでの啓発方法が課題です。



■町クリーン作戦(新宮海岸)



■楯の松原保全活動(新宮海岸)



■まつり新宮出展(環境啓発)

《施策の内容》

- ① 環境保全活動の機会の充実
 - イ 町クリーン作戦や新宮海岸楯の松原保全活動などを行います。
 - ロ 地域などが実施するボランティア清掃を推進します。
- ② 環境学習の推進体制の強化
 - イ あらゆる世代の環境に関する学習の推進を目指し、シーオーレ新宮やそぴあしんぐう、地域の公民館を拠点とした学習の場を提供します。
 - ロ 自然への親しみや、大切さを学べる観察会などのイベントを開催します。
 - ハ 歴史や文化財に興味・関心を高めるため講座を実施し、歴史を知り、文化財にふれあう機会を設けます。

ニ 地域や学校、団体などの要望により、町職員による出前講座を行います。また、国・県・町内の活動団体と連携し、講座の開催を促進します。

ホ 大きな環境問題の一つである地球温暖化対策について、実践している企業と連携して各種講座や見学学習、イベントの開催などを実施し、学習する場を設けます。

③ 活動団体への協力・支援

イ 公益活動を行う団体の活動を促進するため、情報共有や連携などの活動支援（助成金制度など）を推進します。

ロ 町のホームページや広報誌などを利用して、活動団体の取組状況などを紹介し、理解を深めてもらうことで、活動を促進します。

④ 情報提供による普及啓発

イ 町の施策や地域の問題などについて意見を聞く、「行政懇談会」といった機会をとらえて、町の環境に関する取組について、情報発信を行います。

ロ 本計画の取組状況をまとめた年次報告書を作成し、公表します。

《進行管理指標》

指標項目	実績	目標	備考
町クリーン作戦参加者数※1	1,900人 (令和元年度)	2,200人 (令和14年度)	町内全域
自然環境の保全活動実施回数	4回 (令和4年度)	12回 (令和14年度)	町主催、団体との共催・支援による開催回数を示す。
自然観察会、自然とふれあうイベントの実施回数	16回 (令和4年度)	30回 (令和14年度)	町主催、団体との共催・支援による開催回数を示す。

※1 実績は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響前の実績。



■地域の公民館での環境学習



■自然観察会



■竹灯籠まつりの準備
【Tachibana All Powers】

6 重点プロジェクト



重点プロジェクトとは、本町が目指す環境のすがたである「ところをつなぎ みどりあふれるまち」を実現するために、計画目標年度まで重点的に取り組む施策です。

脱炭素社会を目指した取組の推進

脱炭素社会を目指し、ゼロカーボンシティを宣言している本町において、町・町民・事業者・各種団体などが実践できることから取り組んでいく必要があります。

地球温暖化対策として、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入は必要不可欠であり、導入方法を検討し積極的に導入します。また、本町では、新宮町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、脱炭素化に資する活動を実践します。

主体	取組内容
町	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備など、公共施設に設置可能な再生可能エネルギー設備の導入方法を検討し、積極的に導入します。 住宅などの建築物への太陽光発電設備や蓄電池などの再生可能エネルギー設備の導入支援について検討します。 公共施設のLED化や次世代自動車などを積極的に導入します。 地球温暖化対策に関するイベントや情報発信を行います。
町民	<ul style="list-style-type: none"> COOL CHOICE、ゼロカーボンアクション30、デコ活に取り組みます。 太陽光発電設備など再生可能エネルギー設備の導入を検討します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備など再生可能エネルギー設備の導入を検討します。 施設のLED化や次世代自動車などの導入を検討します。
各種団体など	<ul style="list-style-type: none"> COOL CHOICE、ゼロカーボンアクション、デコ活に取り組みます。 地球温暖化対策に関するイベントなどに積極的に参加します。



新宮町ゼロカーボンシティ宣言

本町における令和32(2050)年までの脱炭素化を見据えた再生可能エネルギー導入目標や、ゼロカーボンシティの実現に向けた施策を推進する基本的な姿勢を示すため、令和4(2022)年2月1日に宣言しました。

新宮町ゼロカーボンシティ宣言

近年、地球温暖化に起因しているといわれる気候変動の影響により、世界中で様々な気象災害が発生しており、今後も、記録的な高温、大規模な干ばつ、豪雨、大型台風の発生等のリスクが更に高まることが予想されています。毎年のように日本の各所、九州、福岡県内でも気象災害が発生しており、新宮町でもいつ何時災害が発生するか分からない状況です。

地球温暖化の原因となっている温室効果ガスは、経済活動・日常生活に伴い排出され、国民一人ひとりのライフスタイルに起因する温室効果ガスも多く、国や自治体、事業者だけの問題ではありません。今、一人ひとりが地球温暖化に対する認識を強め、次世代へ繋がる地球温暖化対策の取組を実施する必要があります。

2015年に合意されたパリ協定により、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて1.5℃までに抑えるように努力するという目標が世界的に共有されました。2018年に公表された国連の気候変動に関する政府間パネル(IPCC)報告書では、平均気温上昇を1.5℃に抑えるには、2050年までに温室効果ガスの主な成分である二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることが必要であると示されました。この実現に向けて世界が取組を進めており、2020年10月、日本政府も2050年までに、温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すこと」を宣言しました。

新宮町は、貴重な財産である白砂青松の海岸線を有する新宮海岸や相島、クスノキの原生林を抱く立花山などの豊かな自然環境と、誰もが安心して暮らせる生活環境を未来永劫持続させるために、住民、事業者、行政が一体となって、「2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す町として、「ゼロカーボンシティ」を宣言します。

令和4年2月1日

新宮町長 長崎 武利



第4章

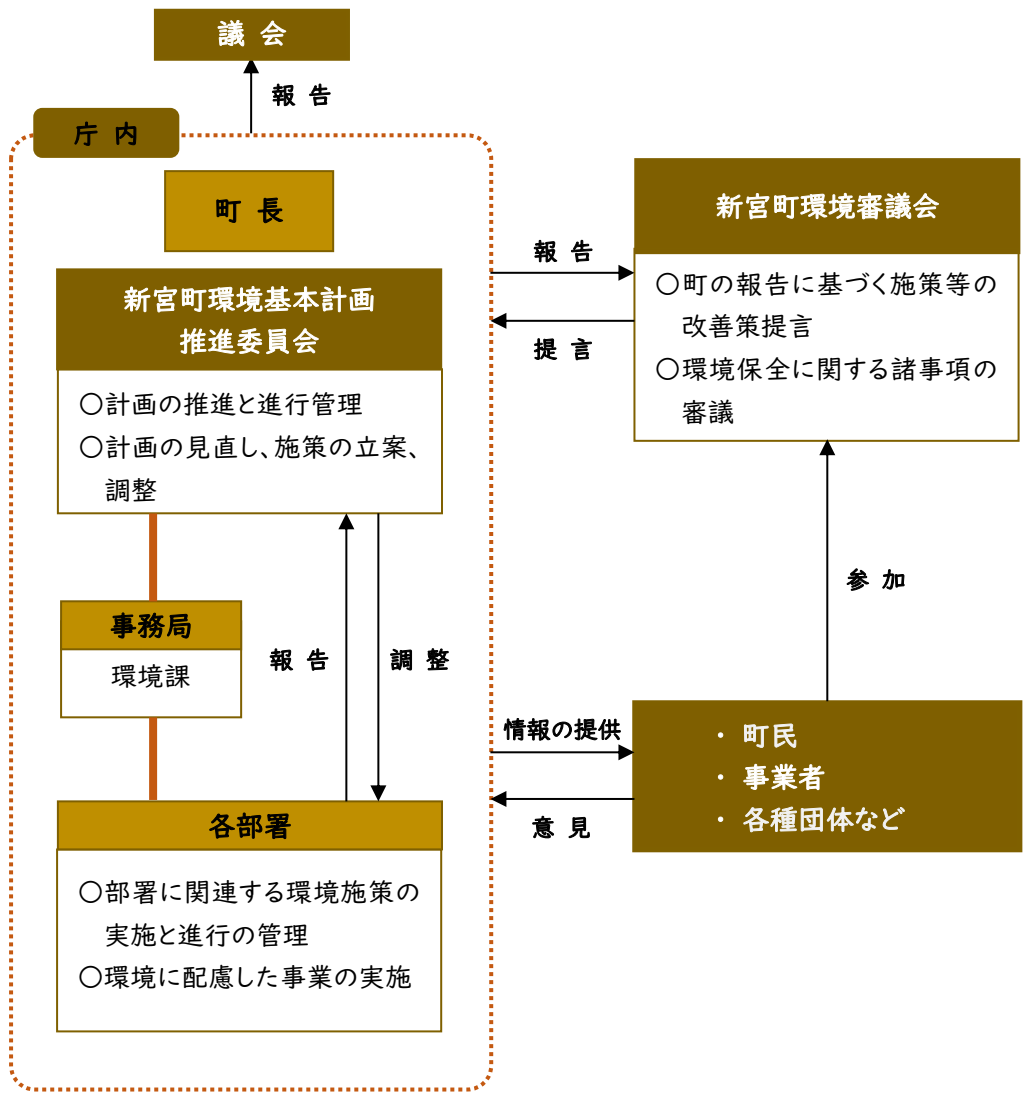
計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理

1 計画の推進体制

(1) 推進体制

本町の環境基本計画の推進は、「新宮町環境審議会」、「新宮町環境基本計画推進委員会」の2つの組織が連携して、以下の体制のもと、着実な展開を図ります。



■体制図

(2) 組織の役割

① 新宮町環境審議会

新宮町環境審議会は、学識者・町民・事業者・各種団体などから構成されます。環境保全に係わる諸事項を審議するとともに、環境に係わる施策の実施状況などの報告に対して提言や助言を行います。

② 新宮町環境基本計画推進委員会

各部署で実施される施策について、委員会において施策の進行状況を管理するとともに、進行状況に応じて施策の見直しなどについて調整・検討します。また、毎年度進行状況などを年次報告書でまとめるとともに、新宮町環境審議会、議会などに報告します。

2 計画の進行管理

(1) 計画の目標と進行管理

各項目の進行指標などは、毎年確認を行うこととします。

(2) 進行管理

環境基本計画の総合的なマネジメントのためには、計画の内容を継続的に進行管理することが必要です。進行管理のためのシステムとして、行政評価などのしくみを利用した管理を検討します。

(3) 年次報告書の公表

環境基本計画の進行状況は、毎年度、年次報告書としてとりまとめ、新宮町環境審議会、議会へ報告するとともに、広く公表し、住民の意見を求めます。この年次報告書の中には、町が推進した事業のみでなく、重点プロジェクトのように町民や事業者と協働で実施した取組や運動についても可能な限り掲載するものとします。

資料編

- 1 用語解説
- 2 新宮町環境基本条例
- 3 諮問及び答申
- 4 計画策定の経緯
- 5 新宮町環境審議会委員

1 用語解説

【ア行】

● 生け垣

庭木を植えて作る垣根（かきね）を指し、主に道路と私有地の境界や、敷地内の区分けとして作られます。庭木の種類によっては目隠しや防犯、日よけや防風、防音や防火などの目的もあります。

● 一般廃棄物

産業廃棄物（事業者から出る20種類の廃棄物）以外の廃棄物を指し、家庭から出る生活ごみは一般廃棄物に該当し、会社やお店から出る一般廃棄物は事業系一般廃棄物と呼ばれます。

● ECO（エコ）チャレンジ応援事業

福岡市地球温暖化対策市民協議会の事業の一つで、電気・ガスの使用量削減や家庭用LED照明の購入など、日常生活の中での省エネ行動のきっかけづくりを応援する事業です。決まったエコアクションに取り組んだポイントは交通系 IC カードに付与されます。この事業に、本町は令和 5 年度から参加しています。

● SDGs（エスディーゼーズ）

持続可能な開発目標（SDGs: Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27（2015）年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

● LED（エルイーディー）

発光ダイオード。寿命が長く長時間使え、消費電力が少ない紫外線・赤外線がほぼ含まれません。低温時でもすぐに点灯でき、水銀・鉛などが含まれません。特徴として、最も有名なのは、寿命が長く消費電力が少ないことです。加えて紫外線や赤外線がほぼ含まれないことから、商品・家具などの退色を防ぐことができ、低温時でもつきにくくなることから、商業施設や家庭で重宝されています。

● 屋外広告物

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、看板や立て看板、ポスター、広告塔のほか、建築物の壁面に掲出されているものを指します。

● 汚水処理人口普及率

各年度末時点に行政人口に対し、公共下水道、集落排水、コミュニティ・プラント、合併浄化槽等の生活排水処理施設を利用できる人口の割合のことです。

● 温室効果ガス

大気中に含まれる二酸化炭素やメタンなどのガスの総称で、太陽から放出される熱を地球に閉じ込めて地表を温める働きがあり、増えすぎると異常気象が発生しやすくなるなど気候変動にもつながり、生態系にも影響を及ぼします。

【力行】

● カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出をゼロにするのではなく、吸収量を増やし、排出量と吸収量を均衡にさせて結果的にゼロ(=脱炭素社会)にすることです。

● 気候非常事態宣言

気候変動に対して緊急かつ積極的な対策をとることを宣言する行為で、地球温暖化の影響を最小限に抑えるために、温室効果ガスの排出量を大幅に削減し、再生可能エネルギーの利用を拡大することなどを目指します。

● 行政評価

行政が実施している政策、施策や事務事業について成果指標等を用いて有効性、効率性、必要性を評価することで、政策の質的向上を図るための行財政改革の一手法です。

● COOL CHOICE(クールチョイス)

CO₂などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしているという取組です。

● 玄海国定公園

東は福岡県北九州市若松区遠見ヶ鼻から、西は佐賀県伊万里市伊万里湾浦湯付近までの東西約120kmに及ぶ福岡県、佐賀県及び長崎県の玄界灘の海岸景観を主体とする公園で、昭和31(1956)年6月1日に指定されています。

● 建築協定

より良い街づくりを行うために、建築基準法より厳しい内容や建築基準法が制限しない内容など、個々の地域性に見合った内容を取り決める、住民の合意による協定です。

● 公益活動

対象を特定せずに多くの方の幸せに繋がる活動。自主的に行なわれる活動。住民の公益性を有する活動。政治活動や宗教活動ではない活動。営利を目的としない活動。利益を分配せず、活動経費にあてるための住民活動に支障を生じない範囲での収益事業で、非営利の活動のことです。

● 光化学オキシダント

物の燃焼により発生する窒素酸化物と自動車、石油化学工業、有機溶剤の使用過程などから排出される炭化水素が、太陽光線中の紫外線にあたり、複雑な光化学反応を起こして生成される酸化性物質の総称で、オゾンが主成分です。

● 公共下水道

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものを指します。

【資料編】

● 黄砂

中国大陸内陸部のタクラマカン砂漠、ゴビ砂漠や黄土高原など、乾燥・半乾燥地域で、風によって数千メートルの高度にまで巻き上げられた土壌・鉱物粒子が偏西風に乗って日本に飛来し、大気中に浮遊あるいは降下する現象です。

● 耕作放棄地

以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する意思のない土地のことです。

● 荒廃森林整備事業

平成30(2018)年度から令和9(2027)年度の10年間で約1万haの森林の荒廃が進むことが懸念されており、これを未然に防止する必要があることから、福岡県森林環境税を活用し間伐等の森林整備を実施しています。

● 荒廃農地

現に耕作されておらず、耕作を放棄したことにより荒廃し、客観的に見て通常の農作業では作物の栽培が不可能となっている農地のことです。

【サ行】

● 再生可能エネルギー

再生可能エネルギーとは、太陽の光や風、熱といった自然界にもともと存在しているエネルギーのことを指します。

● 里地里山

里地里山は、奥山と都市の中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念です。農林業などにともなう、さまざまな人間の働きかけを通じて形成・維持されてきた環境を指します。

● COP21

Conference Of Partiesの略で、気候変動枠組条約締約国会議、COP21は21回目のCOPに当たり「パリ会議」とも呼ばれています。

● 次世代自動車

電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、ハイブリッド車(HV)、燃料電池自動車(FCV)、天然ガス自動車(CNG)など、地球温暖化の原因となる二酸化炭素(CO₂)排出量が少ない、環境にやさしい車のことを指します。

● 省エネルギー(省エネ)

エネルギーを節約することです。石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うことをいいます。

● 除害施設設置施設(事業所)

ホテル、工場などの排水の下水道への受け入れにあたって、施設の機能を妨げたり、損傷させるおそれ

【資料編】

のある排水については、下水道への放流基準に適合させるため下水道へ放流する前に処理することが必要で、その処理施設を設置している施設（事業所）を指します。

● 新宮町再生可能エネルギー導入戦略

本町にどれくらいの再生可能エネルギーのポテンシャルがあり、それをどれくらい、どのように導入することで、ゼロカーボンシティを実現できるのかを確認するために策定したものです。

● 振動規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請限度を定めること等により、生活環境を保全し、住民の健康の保護に資することを目的とします。対象となるのは、工場や事業場で大きい音が出る場合、建設作業を行う場合、自動車を利用する場合に義務が課せられます。

● ZEB

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

● ZEH

Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略称で、「ゼッチ」と呼びます。住まいの断熱性能や省エネ性能を向上し、さらに太陽光発電などで生活に必要なエネルギーをつくり出すことにより、年間の一次消費エネルギー量（空調・給湯・証明・喚起）を概ねゼロ以下にする住宅のことです。

● ゼロカーボンアクション30

環境省が、家庭部門のCO₂排出量削減のため、暮らしを脱炭素化するアクションとして、令和3（2021）年6月に公表したものです。主な概要として、技術の動向や、製品・サービスの進化、暮らしのニーズの多様化等の変化に応じて柔軟にアップデートしながら活用していくことが想定されています。

● ゼロカーボンシティ宣言

令和32（2050）年までに、二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す意思表明した地方自治体のことです。

● 騒音規制法

騒音規制法は、工場や事業場における事業活動、建設工事に伴って発生する騒音についての規制と、自動車騒音や深夜騒音等の規制を定める法律です。また、騒音規制法は個人の生活騒音を対象とするものではなく、主に事業主を対象として規制する法律です。

● 総合計画

地方自治体の全ての計画の基本となり、地域づくりの最上位に位置付けられる計画で、長期展望をもつ計画的、効率的な行政運営の指針が盛り込まれています。

【夕行】

● 太陽光発電設備

太陽光発電設備とは、太陽の光を利用して電気を作る発電方法の装置です。具体的には「太陽電池」をたくさん集めた「ソーラーパネル」を使用して電気を作ります。

● 多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことです。

● 楯の松原（新宮海岸線沿い）

新宮海岸に沿って、ゆるやかな弓なりのカーブを描く海岸は通称「パラソルのふち」ともいわれ、海岸線には歳月を感じさせる松が2キロ以上にわたって植えられています。これは17世紀、当時の福岡藩が植林したもので、海風や砂から作物を守る目的から「楯の松原（たてのまつばら）」と呼ばれました。20万本の松苗を植えたという記録もあり、私たちの生活を守ってくれる大切な松原です。

● 脱炭素社会

二酸化炭素の排出が実質ゼロの社会のことで、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量をゼロにする社会を意味します。

● 地域脱炭素ロードマップ

地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する脱炭素に国全体で取り組み、さらに世界へ広げるために、特に令和12（2030）年までに集中して行う取組・施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策を示しています。

● 地球温暖化

産業活動によって排出される温室効果ガスの増加です。地球は太陽から放射されるエネルギーを吸収し、また一方で放出しています。地表から放出されるエネルギーの一部は、大気中の温室効果ガスに吸収され、大気圏に滞留して気温を上昇させます。これを温室効果といい、温室効果をもたらす気体を温室効果ガスといいます。温室効果ガスとして代表的な物質は、二酸化炭素（CO₂）やメタン（CH₄）、フロン、亜酸化窒素（N₂O）等です。発電や自動車などで石油・石炭といった化石燃料を燃焼させると、二酸化炭素などの温室効果ガスが発生します。さらに近年の森林破壊により、樹木が二酸化炭素を吸収する量が減少していることも、地球温暖化の一因とされています。

● 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成28（2016）年に閣議決定された国の「地球温暖化対策計画」に即して地方公共団体が作成するものとされている計画です。大きく分けて「事務事業編」と「区域施策編」から構成されます。区域施策編は、都道府県及び中核市がその区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画であり、すべての都道府県及び中核市に策定が義務付けられています。また、地球温暖化対策計画において、その他の市町村についても、策定に努めることが求められています。

【資料編】

● 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成28（2016）年に閣議決定された国の「地球温暖化対策計画」に即して地方公共団体が作成するものとされている計画です。大きく分けて「事務事業編」と「区域施策編」から構成されます。事務事業編は、都道府県及び市町村が当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画であり、すべての都道府県及び市町村に策定が義務付けられています。

● 地区計画

都市計画法第12条の4に基づく5種類の「地区計画等」のうちの一つで、それぞれの地区の特性に応じて、一体的に良好な環境を整備・開発・保全することを目的とする計画です。地区計画は、条例によって定められ、都市計画で決定されれば、賛成・反対に関わらず地区計画区域全域に対して強制力を持ちます。

● 蓄電池

何度も充電・使用できる電池（二次電池）のことで、太陽光発電システムとの連携をはじめ、家電製品や電子機器などさまざまな場面で用いられています。

● 地産地消

その地域で生産した農産物や海産物などをその地域で消費することです。

● 朝鮮通信使

江戸時代、朝鮮から日本への国書を持って派遣された外交使節のことです。

● デコ活

「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称であり、二酸化炭素（CO₂）を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む"デコ"と活動・生活を組み合わせた新しい言葉です。

● 特定外来生物

外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれます。

● 特定事業場

水質汚濁防止法では人の健康及び生活環境に被害を生ずるおそれのある物質を含む汚水や排水を排出する施設を特定施設と定めており、このような特定施設を設置している事業所を特定事業所といいます。

● 特別天然記念物

文化財保護法に基づき、天然記念物のうち、世界的または国家的に特に貴重なものとして文部科学大臣が指定したものです。

● 都市計画基礎調査

都市計画法第6条に基づき、都市における人口、土地利用、建物利用等の現況や将来見通しを概ね

【資料編】

5年ごとに調査・把握するものであり、その調査結果に基づき、都市計画マスタープランや立地適正化計画などのまちづくり計画の策定・見直しや、各種都市計画の決定・変更などに活用されています。

【ナ行】

● 二次林

原生林（一次林）が伐採や山火事などによって破壊されたあと、自然または人為的に再生した林のことです。

● 認定農業者

農業者が市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村等が認定（複数市町村で農業を営む農業者が経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県又は国が認定）された農業者のことです。

● ネイチャーポジティブ（自然再興）

令和5（2023）年3月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2023-2030」で、令和12（2030）年ミッションとして掲げられた目標です。同戦略においてネイチャーポジティブは、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること」と定義されています。

● 農園（市民農園、観光農園、体験農園）

市民農園：農業者以外の人たちが、自分たちで野菜や花などを育てる農園のことです。

観光農園：観光客などを対象に、生産した農産物の収穫など、一部の農作業を体験、観賞させて対価を得る農園のことです。

体験農園：農家が、農園での栽培している野菜と一緒に育てたり、収穫のときだけ参加する農園のことです。

【ハ行】

● ハザードマップ

土砂災害、津波、高潮などにより発生が予測される被害について、その種類・場所・危険度などを示した災害予測地図のことです。

● パリ協定

平成27（2015）年11月30日から12月13日までフランス・パリにおいて開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択されたもので、歴史上はじめて、気候変動枠組条約に加盟する196カ国全ての国が長期の温室効果ガス低排出開発戦略を策定・提出するよう努め、削減目標・行動をもって参加することをルール化した公平な合意のことです。

● PM2.5

大気中に浮遊している直径2.5 μ m（マイクロメートル）以下のきわめて小さな粒子のことで、物の焼却や、ガソリン車・ストーブなどの燃焼から直接発生します。PM2.5は粒子が非常に細かいため、吸い込んでしまうと細い気管支や肺の奥まで入り込むおそれがあります。そのため、ぜんそくや気管支炎など呼吸器系の病気のリスクを高めると言われています。また、不整脈など循環器への影響も心配されています。

【資料編】

● BOD (ビーオーディー)

Biochemical Oxygen Demandの略で、水中の有機物質が微生物によって分解される際に必要とされる酸素量を表す指標です。値が高いほど、水中の有機物質が多く、その分だけ酸素を消費することになります。

● PPA/TPO (ピーピーエー/ティーピーオー)

PPA/TPOとは、太陽光発電の事業者が自己資金、もしくは投資家を募って資金を集め太陽光発電所を開設し、再生可能エネルギー由来の電気を購入したい需要家と電力購入契約 (Power Purchase Agreement : PPA) を結んで発電した電気を供給する仕組みです。また、需要家以外の第三者が発電設備を保有することから第三者保有モデル (Third Party Ownership : TPO) と呼ばれています。

● 5R (ファイブアール)

Refuse (リフューズ: 不要なものはもらわない、買わない、断る) ・Reduce (リデュース: ごみを減らす) ・Reuse (リユース: 繰り返し使う) ・Repair (リペア: 修理して長く使う) ・Recycle (リサイクル: 再生利用・再資源化) の5Rのことです。

● プラスチック資源循環促進法

令和4(2022)年4月1日に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の略称です。プラスチックのライフサイクル全体において関わりのある事業者、自治体、消費者が連携しながら資源循環に向けた取組を求める法律です。

● 粉じん

粉のように細かく気体中に浮遊する塵(ちり)状の固体の粒子のことです。

【マ行】

● マイクロプラスチック汚染

微細なプラスチックごみの総称で、5ミリメートル以下のものを言い、基本的にプラスチックは自然に分解されないため、近年は海洋生態系への影響が懸念されています。

【ヤ行】

● 野外焼却

野外で、法に定められた基準を満たした焼却炉を使用せずに廃棄物を燃やすことを「野焼き(野外焼却)」と言います。これらを行うと、地域のトラブル発生の原因となるだけでなく環境汚染や火災にも繋がるため、法律で原則禁止とされています。ただし、公益上もしくは慣習上などでやむを得ない場合、または、周辺地域の生活環境に悪影響を与える可能性が少ないと判断された場合にのみ、例外として扱われることがあります。

● 有害鳥獣

人畜や農作物などに被害を与える鳥獣。クマ、シカ、イノシシ、カラスなどが市街地や農地に入り込み、何らかの被害をおよぼした場合にいます。

【資料編】

【ラ行】

● 緑地協定

土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度です。地域の方々の協力で、街を良好な環境にすることができます。

● 緑被率

農地、森林、その他自然地を含む自然的な土地利用面積の割合のことです。

● レッドリスト・レッドデータブック

レッドリストとは、絶滅のおそれのある野生生物のリストです。レッドデータブックとは、絶滅のおそれのある野生の動植物のリスト(レッドリスト)及びそれらの生育・生息状況をとりとめた本のことで、国際自然保護連合(IUCN)により、昭和41(1966)年に最初のレッドデータブックが作成され、表紙に赤い紙が使われました。福岡県においても、県内の絶滅のおそれのある生物の現状を把握し、県民に希少野生生物への理解を深めると共に、これからの保全対策の資料として、福岡県版を発行しています。

2 新宮町環境基本条例

私たちのまち新宮は、福岡県の北西部に位置する豊かな自然と歴史あふれる町である。江戸時代から防砂防風の歴史が刻まれている白砂青松の新宮海岸、樹齢300年を超えるクスノキの大木が生き続ける立花山、そして大陸との交流の舞台となった玄界灘に浮かぶ相島など、先人たちから受け継がれた豊かな恵みは町の誇りとなり、私たちの心の癒しとなっている。

しかし、近年の都市化や私たちに物質的な豊かさや利便性をもたらした社会経済活動は、資源やエネルギーを大量に消費し、資源の枯渇や廃棄物の増大などの深刻な環境問題を生み出した。その結果、環境への影響は、環境の持つ復元能力を超え、地域にとどまらず地球的規模の環境を脅かすまでに至っている。

もとより、私たちは、安全かつ健康で文化的な生活を営むことができる権利を有するとともに、先人から受け継がれた豊かな自然や歴史・史跡を守り育み、次世代の子どもたちに引きついでいく責務を担っている。

そのため、町、町民及び事業者のみならず本町を訪れるすべての人が環境問題を身近な問題として捉え、それぞれの役割分担のもと、その責務を果たし、健全で恵み豊かな環境の保全と創造に取り組まなければならない。

このような認識の下に環境への負荷を低減しつつ、人と環境に優しい環境共生のまちづくりを推進し、次世代の子どもたちへ引き継いでいける持続可能な社会の実現を目指して、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、その基本理念を定め、並びに町、町民、事業者及び本町を訪れるすべての人(以下「滞在者」という。)の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少、その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。) 土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。) 及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが町民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っていることを踏まえ、現在及び将来の世代の町民が、健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続の基盤である環境が将来に渡って維持されるように適切に行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、町、町民、事業者及び滞在者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに、町民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上

【資料編】

での課題であることを踏まえ、地球環境保全は、町、町民、事業者及び滞在者それぞれが日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定及び実施する責務を有する。

2 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 町は、第1項の施策の実施に当たっては、滞在者に対しても、その協力が得られるように、当該施策の周知に努めなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、環境保全及び創造に自ら取り組むとともに、町が実施する環境施策に積極的に協力する責務を有する。

2 町民は、その日常生活の中で環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業や活動に係る製品その他のものが使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 滞在者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(基本方針)

第8条 町は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり次に掲げる基本方針に基づき、各種の施策相互の連携を図り、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会条件に応じて体系的に保全されること。

(3) 人と自然との豊かな触れ合いを確保するとともに、地域の個性を生かした都市景観の形成及び歴史的文化遺産の保全に努め、潤いと安らぎのある快適な環境を創造すること。

(4) 廃棄物の減量及び適正な処理、資源の循環的な利用並びにエネルギーの有効利用により、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を図ること。

(5) 地球環境保全に資する施策を積極的に推進すること。

(環境基本計画)

第9条 町は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

【資料編】

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標

(2) 環境の保全及び創造に関する施策の基本事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を策定するに当たっては、町民の意見を反映できるように必要な措置を講じなければならない。

4 町長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、第22条に規定する新宮町環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 町長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(町の施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

(年次報告等)

第11条 町は、毎年環境の状況及び町が環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第12条 町は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者がその事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正な配慮をすることができるように必要な措置を講ずるものとする。

(公害等の防止)

第13条 町は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に規定するもののほか、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めなければならない。

(環境への負荷を低減するための経済的措置)

第14条 町は、町民又は事業者が行う環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他環境の保全に資する取り組みを支援するため、必要があると認めるときは、助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 町は、環境への負荷の低減を図るため、必要があると認めるときは、町民及び事業者に対し、適正かつ公平な経済的負担を課すことについての調査及び研究を行い、その措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備その他の事業の推進)

第15条 町は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつその他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 町は、公園、緑地その他の公共施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業

【資料編】

を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 町は、前2項に定める公共的施設の適正な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第16条 町は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育、学習等)

第17条 町は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全及び創造に関する広報活動の充実により、町民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の推進)

第18条 町は、町民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第19条 町は、第17条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第20条 町は、環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第21条 町は、広域的な取り組みを必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(環境審議会)

第22条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、新宮町環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査及び審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項に関すること。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、町長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員10名以内をもって組織する。

5 委員は、識見を有する者、公共的団体等の構成員及び町内に住所を有する者のうちから、町長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【資料編】

3 諮問及び答申

5新環第695号
令和5年12月19日

新宮町環境審議会
会長 朝 廣 和 夫 様

新宮町長 桐 島 光 昭

第2次新宮町環境基本計画の策定について（諮問）

新宮町環境基本条例第9条の規定に基づく第2次新宮町環境基本計画の策定に当たり、同条第4項の規定に基づき、意見を求めたいので、諮問します。

新宮町長 桐 島 光 昭 様

新宮町環境審議会
会長 朝 廣 和 夫

第2次新宮町環境基本計画の策定について（答申）

令和6年3月8日付5新環第870号で諮問のあった第2次新宮町環境基本計画の策定について、新宮町環境基本条例（平成25年新宮町条例第12号）第9条第4項の規定に基づき、当審議会において審議した結果、下記のとおり答申します。

記

本町の第2次新宮町環境基本計画の指針として妥当であると判断するが、検討事項として次の意見を付す。

付記意見

- ・本計画期間は、2050年カーボンニュートラル実現を目指し2030年度までに温室効果ガス46%削減に向けて、環境再生と地球温暖化対策の重要な期間が含まれるため、本計画に記載の施策を着実に実施すること。
- ・本計画は、その他の行政計画と連動したものであること。次期計画策定の際は、住民の意見を十分把握し、より良い計画づくりに取り組むこと。

4 計画策定の経緯

日付	事項
令和5(2023)年2月2日	新宮町環境審議会 (策定方針説明)
令和5(2023)年11月2日	新宮町環境基本計画推進委員会 (計画素案説明)
令和5(2023)年12月19日	新宮町環境審議会 (計画案説明・諮問)
令和6(2024)年1月4日	パブリックコメント開始 (計画案の公表・意見募集)
令和6(2024)年2月2日	パブリックコメント終了 (意見の締切)
令和6(2024)年3月8日	新宮町環境基本計画推進委員会 (パブリックコメント結果説明・答申)

5 新宮町環境審議会委員

役職	氏名	所属
会長	朝 廣 和 夫	九州大学(学識経験者)
副会長	乾 隆 帝	福岡工業大学(学識経験者)
委員	藤 田 勉	新宮中学校
委員	清 水 佳 香	NPO法人エコけん
委員	梅 崎 由美子	環境カウンセラー
委員	仲 野 彰 信	立花口区住民
委員	真 鍋 吉 臣	相島区住民
委員	岩 隈 研 司	町内農業者
委員	木 本 紳一郎	新宮町おもてなし協会

第2次新宮町環境基本計画

令和6(2024)年度～令和14(2032)年度

○発行／新宮町役場環境課

〒811-0192 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号

TEL(092)962-0231(代表) FAX(092)962-2078

ホームページ <http://www.town.shingu.fukuoka.jp>

○発行日／令和6(2024)年3月